

# 中国における 知的財産を巡る現状と課題

2014年5月20日

日本貿易振興機構(ジェトロ)  
北京事務所 知的財産権部

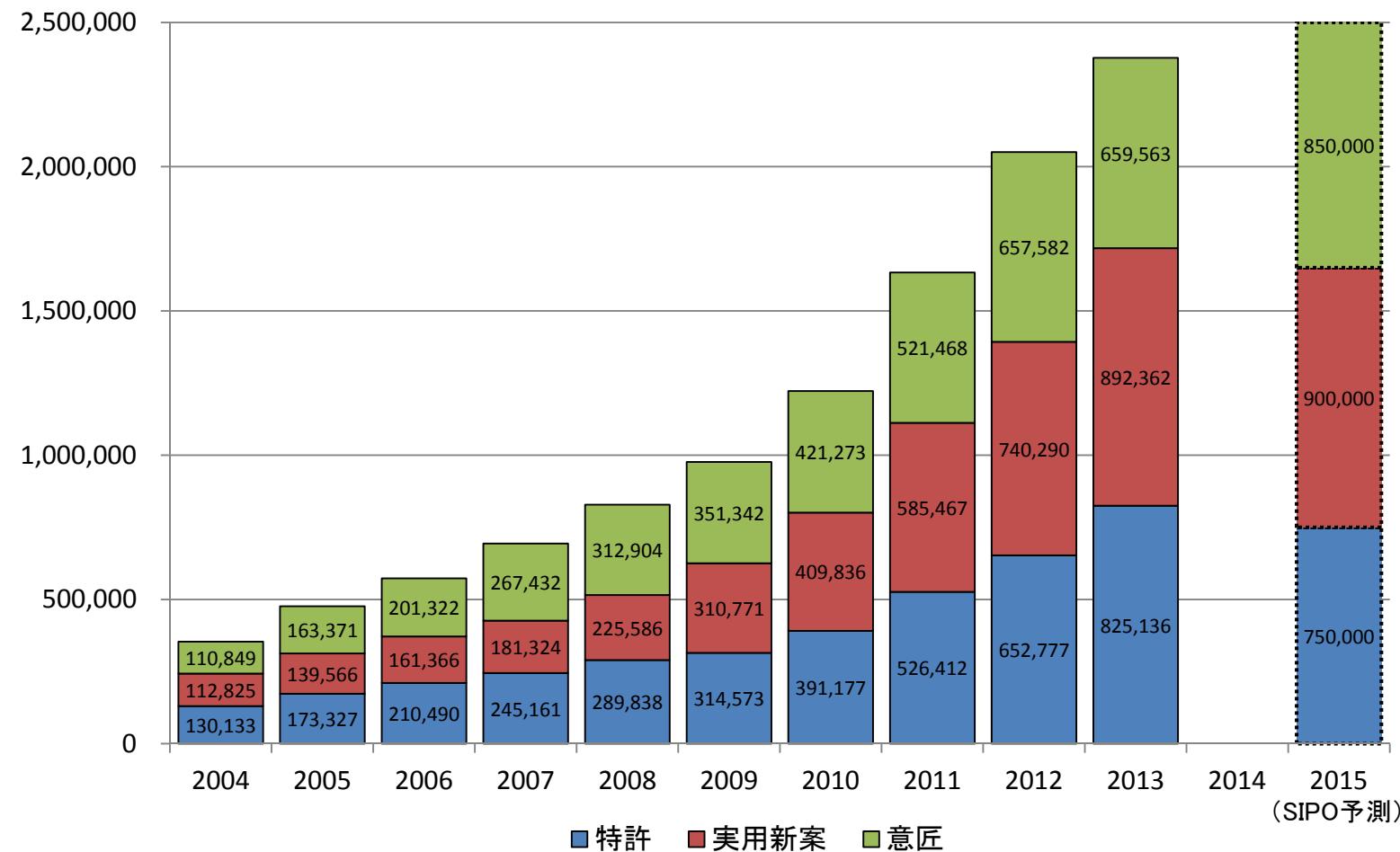
亀ヶ谷 明久

1. 知財保護状況
2. 専利出願増への対応
3. 実用新案問題への対応
4. 知財訴訟リスクへの対応
5. 知財訴訟を巡る動き
6. 知財関連法・運用改正
7. 営業秘密保護の取組み
8. 中国IPGによる取組み

1. 知財保護状況
2. 専利出願増への対応
3. 実用新案問題への対応
4. 知財訴訟リスクへの対応
5. 知財訴訟を巡る動き
6. 知財関連法・運用改正
7. 営業秘密保護の取組み
8. 中国IPGによる取組み

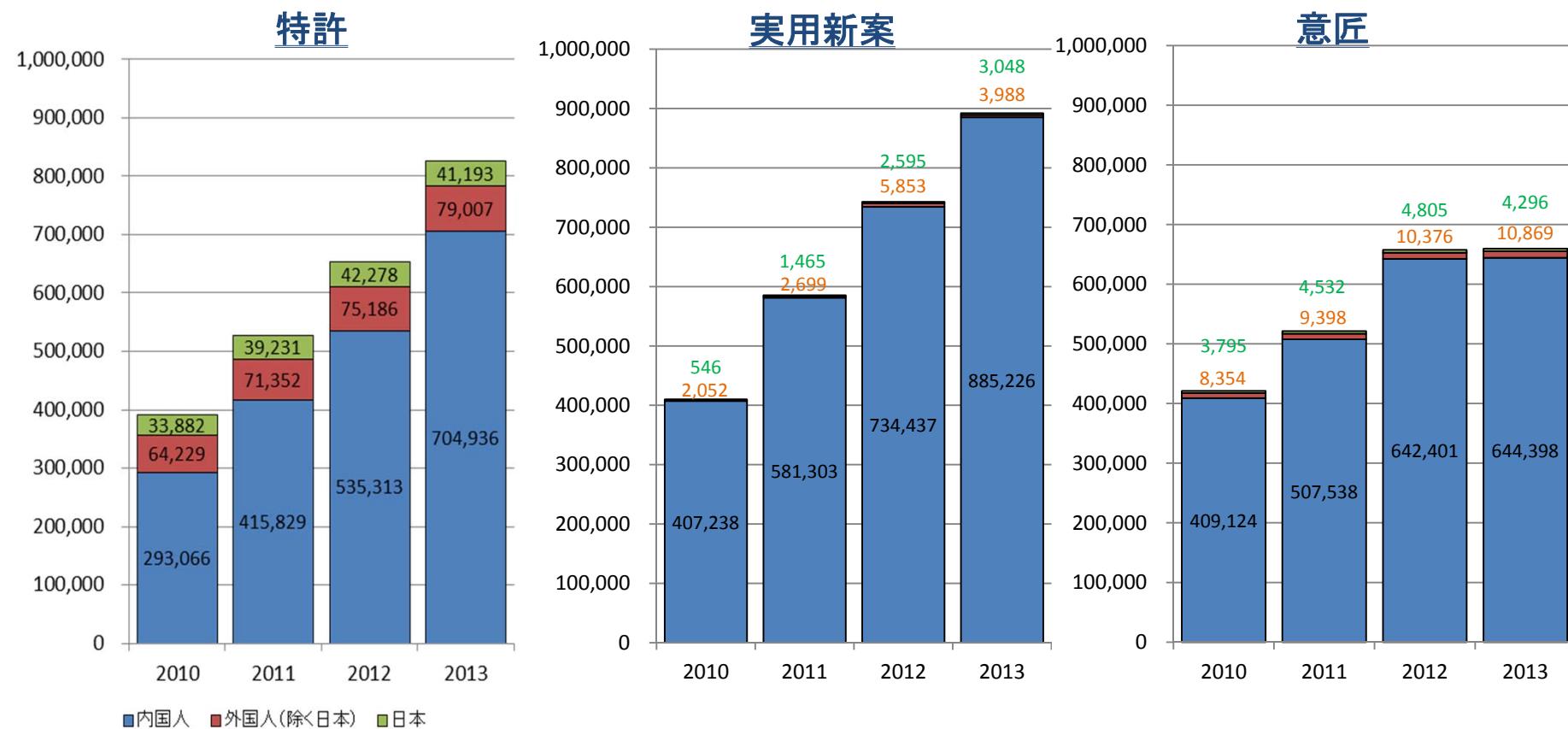
## 専利(特許・実用新案・意匠)出願件数の推移

依然として中国における専利(特許・実用新案・意匠)の出願件数は増加を続け、世界一の出願大国(2013年は237.7万件)。2013年の前年からの増加率は16%。特許出願は、2015年に75万件としたSIPPOの予測を越え、82.5万件。



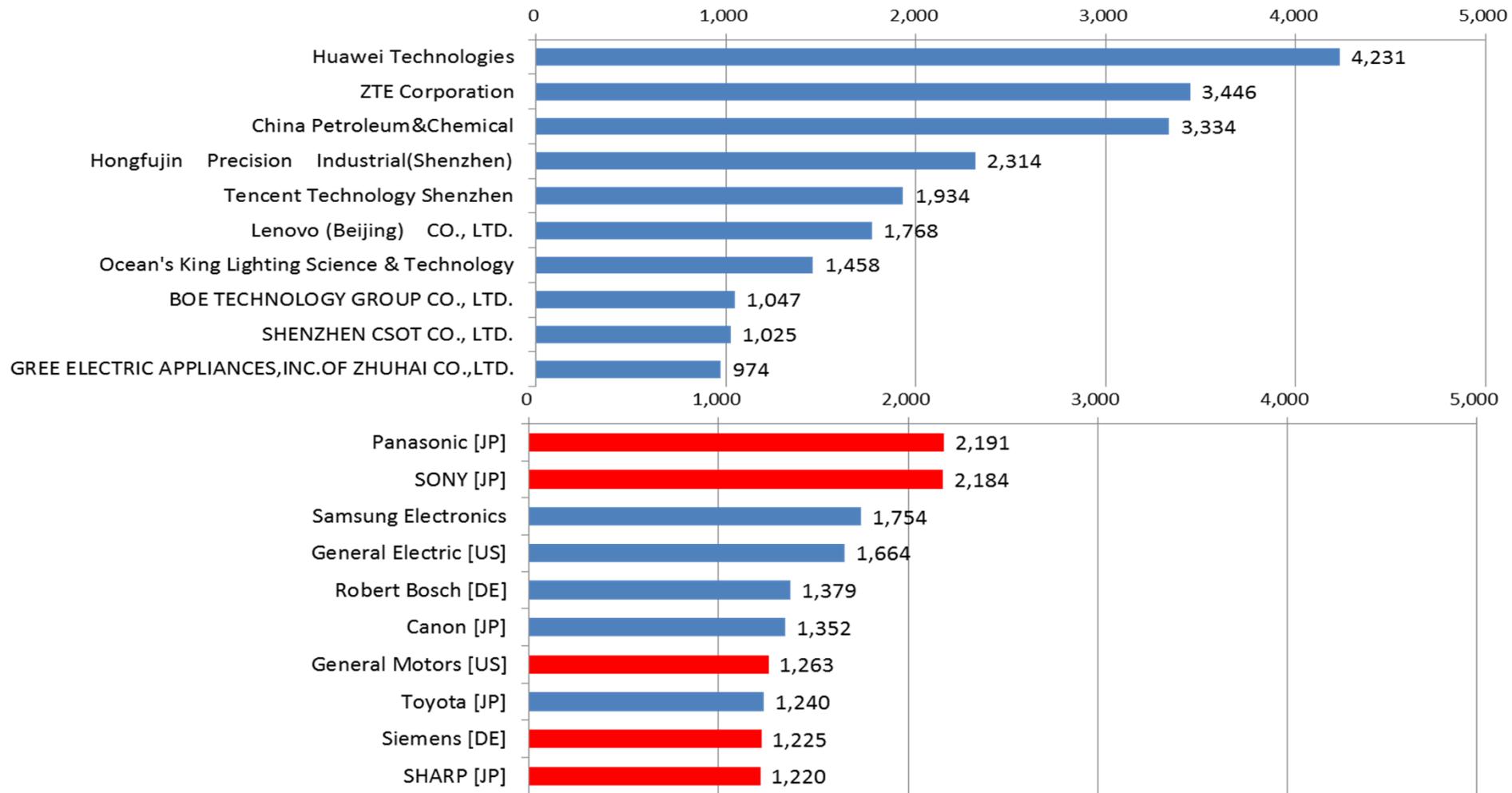
## 特許・実用新案・意匠別出願件数推移の内訳(内国人・外国人)

2013年の特許・実用新案の増加率は、それぞれ26%・20%。意匠は0.3%増加と横ばい。  
外国からの特許出願のうち、4.1万件の日本がトップ(第2位の米国は3万件)。実用新案・意匠の外国からの出願比率は低く、それぞれ0.8%・2.3%。



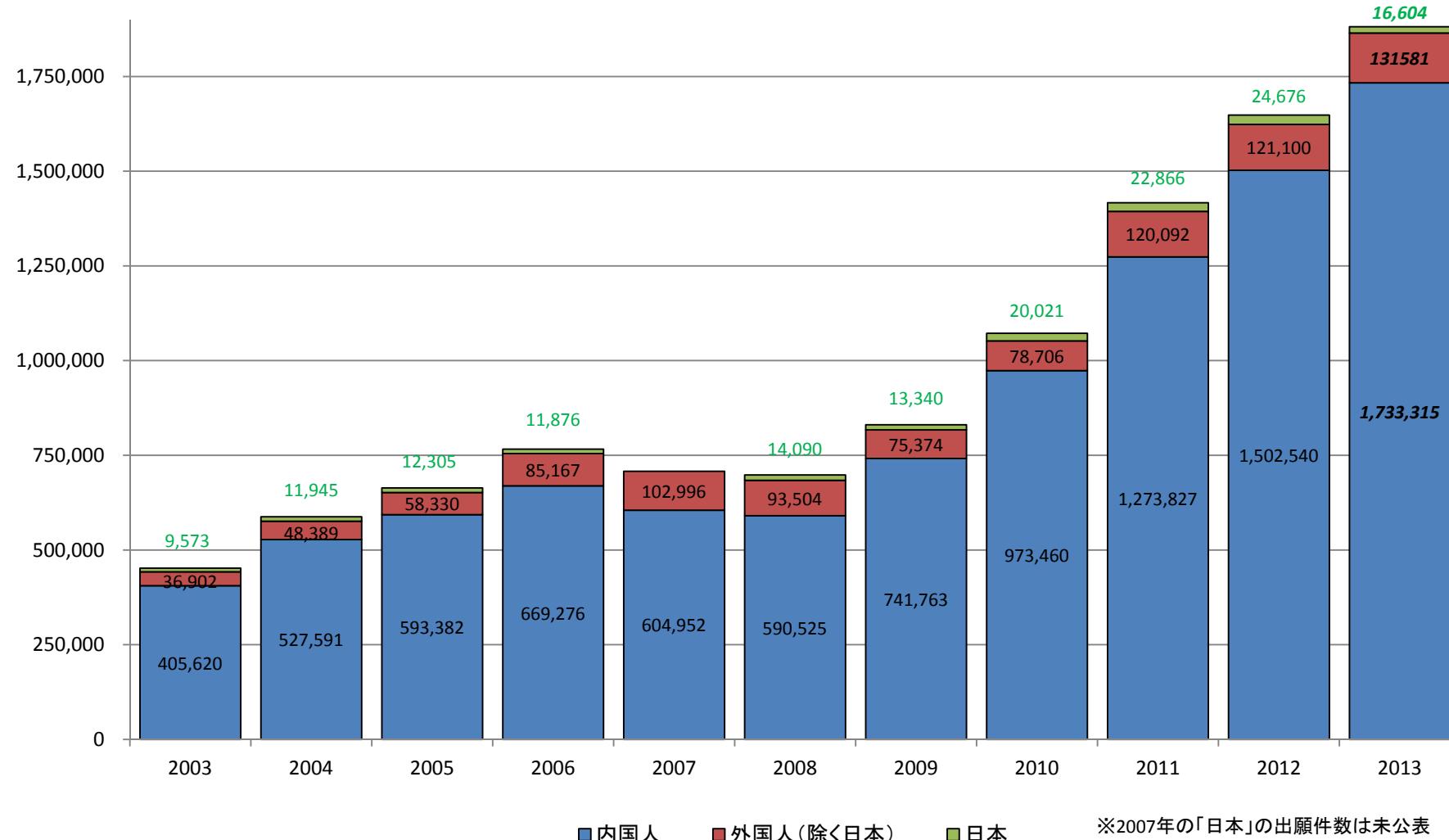
## 2012年特許出願件数ランキング(国内・国外上位10社)

中国企業は華為技術(ファーウェイ)・ZTE、外国企業はパナソニック・ソニーが出願件数1位・2位。



## 商標出願件数の推移

商標も、專利と同様に世界一の出願大国(2013年の出願件数188.1万件)。



## SIPO局長の交代・「申長雨」新局長

SIPOは、2013年12月31日に局長の交代人事を発表し、2005年6月から局長を務めた田力普氏に代わり、大連理工大学前学長の申長雨氏が就任。申局長は、SIPO(旧・中国專利局を含む)の第9代局長となり、外部からの登用は、1998年(第5代・高卢麟局長(再任))以来6人目。

### 申長雨 局長 略歴

- 1963年 河南省生まれ
- 1980年 解放軍鉄道兵工程学院(現・石家庄鉄道大学)機械製造系  
機械製造学科、工学学士
- 1984年 大連理工大学機械製造系機械補助設計学科、工学修士
- 1987年 大連理工大学力学系計算力学科、工学博士
- 1990年 鄭州工業大学(現、鄭州大学)教師、副教授、教授
- 1997年 鄭州工業大学副学長
- 2000年 鄭州大学常务副学長
- 2003年 鄭州大学学長、党委副書記
- 2009年 中国科学院 院士
- 2012年 大連理工大学学長(副部長級)
- 2013年 国家知識産権局局長(12月)



(出典)国家知识产权局局长 申长雨个人简历  
<http://www.sipo.gov.cn/jldzz/scy/grl/>

## 模倣被害調査結果：調査概要

「模倣被害調査報告書」は、日本企業を対象としたアンケート調査に基づき、企業の国内外での模倣被害や対策状況についての情報を収集・分析し、その実態および問題点を把握するため、1996年度以来、毎年度作成。

### (1) 調査対象

過去5年間(2007年度～2011年度)において日本で特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願を行った国内の企業・団体のうち、合計出願件数の多い企業・団体上位8,081社。

### (2) 調査内容・調査方法

調査は、2012年度(2012年4月1日～2013年3月31日)の企業における国内外での模倣被害や被害対策の状況等について「模倣被害に関するアンケート調査票」を送付、回収することで実施した。アンケートは、Webアンケート入力フォームからの回答及び郵送での回答により、調査票を回収。

### (3) 調査実施期間

2013年9月2日～2013年11月14日

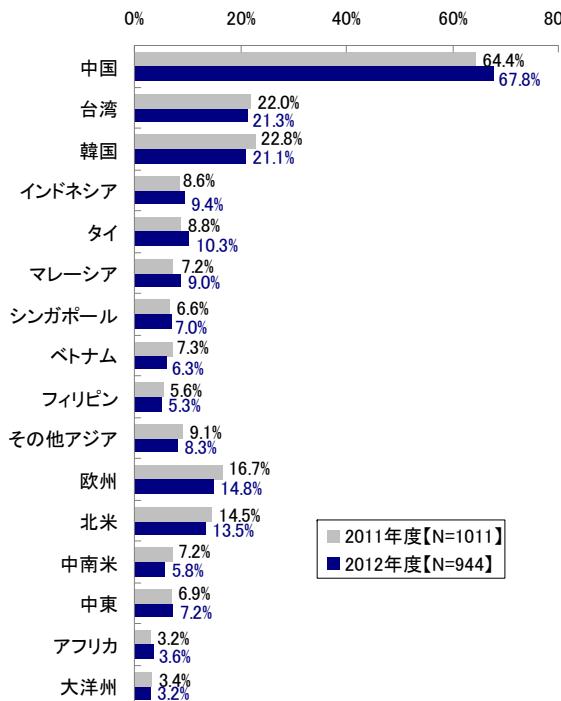
### (4) アンケート調査の回収状況

調査票の回収数は4,381社、そのうち有効回答は4,323社。  
有効回答率は53.5%(4,323社/8,081社)。

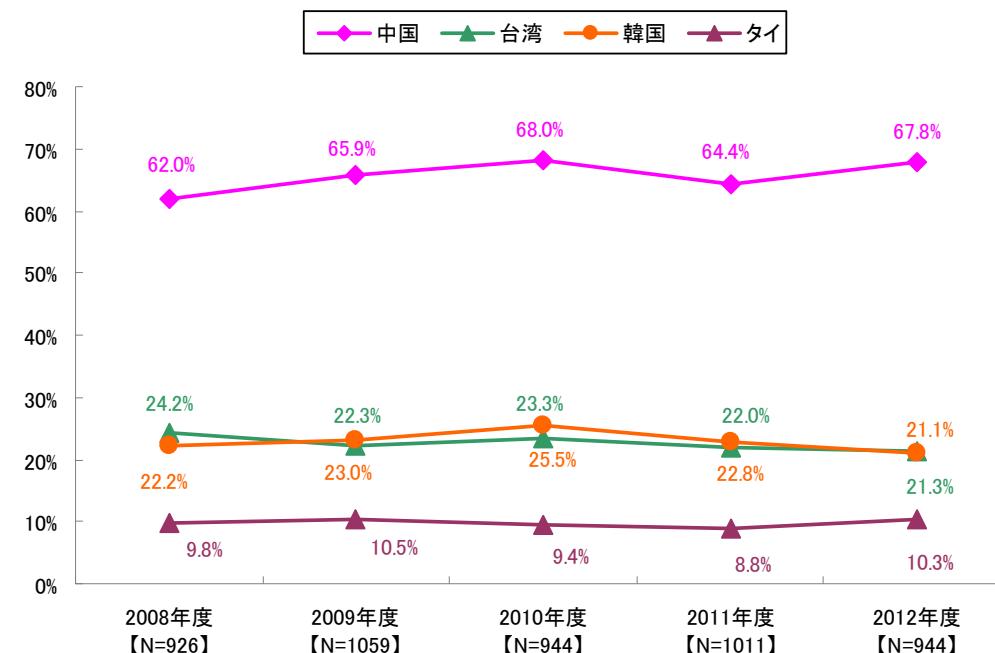
## 模倣被害調査結果：国外における模倣被害の状況

製造、経由、販売提供いずれかの模倣被害のあった国・地域別の模倣被害状況をみると、中国での被害が引き続き最大となり、アジア地域での被害が引き続き深刻な状況が続いている。

国外における模倣被害の被害社率



主要な国・地域の被害社率の推移



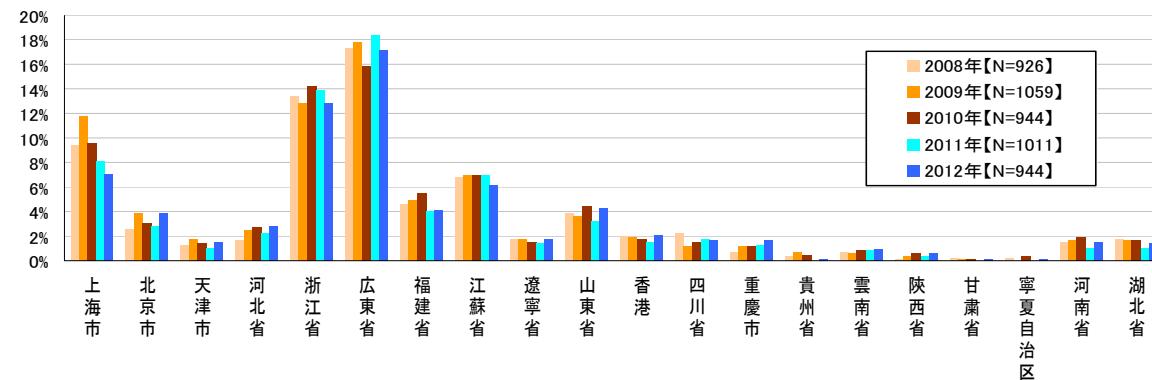
(注) 被害社率：模倣被害「あり」と回答した企業において、当該国・地域で被害を受けた被害社数の比率。

被害社率 = 当該国・地域で被害のあった社数 / 模倣被害社総数

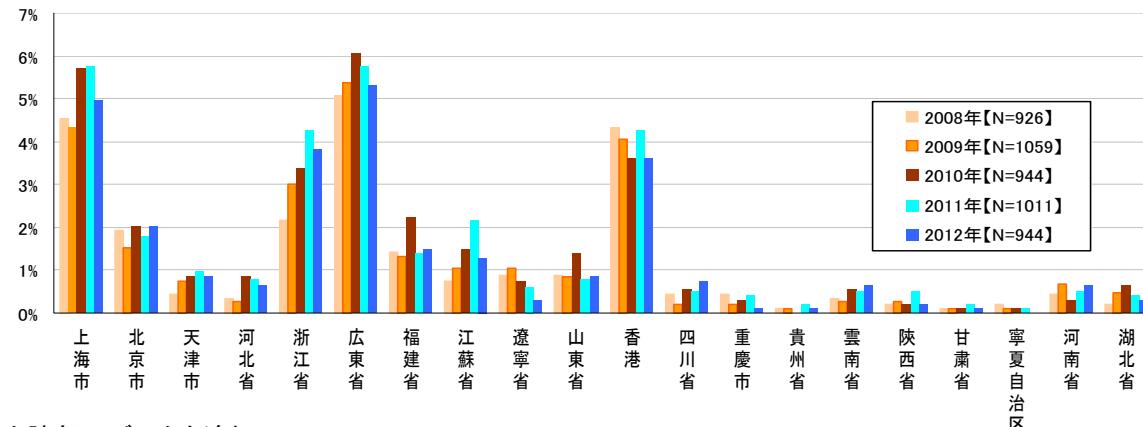
## 模倣被害調査結果：中国における模倣被害の状況

中国における都市・地域別の被害状況を見ると、製造については広東省、浙江省、上海市での被害社率が高い。販売提供都市・地域については、2008年度比では大きな変化は見られない。

中国の主な模倣品製造都市・地域の被害社率の推移



中国の主な模倣品販売提供都市・地域の被害社率の推移



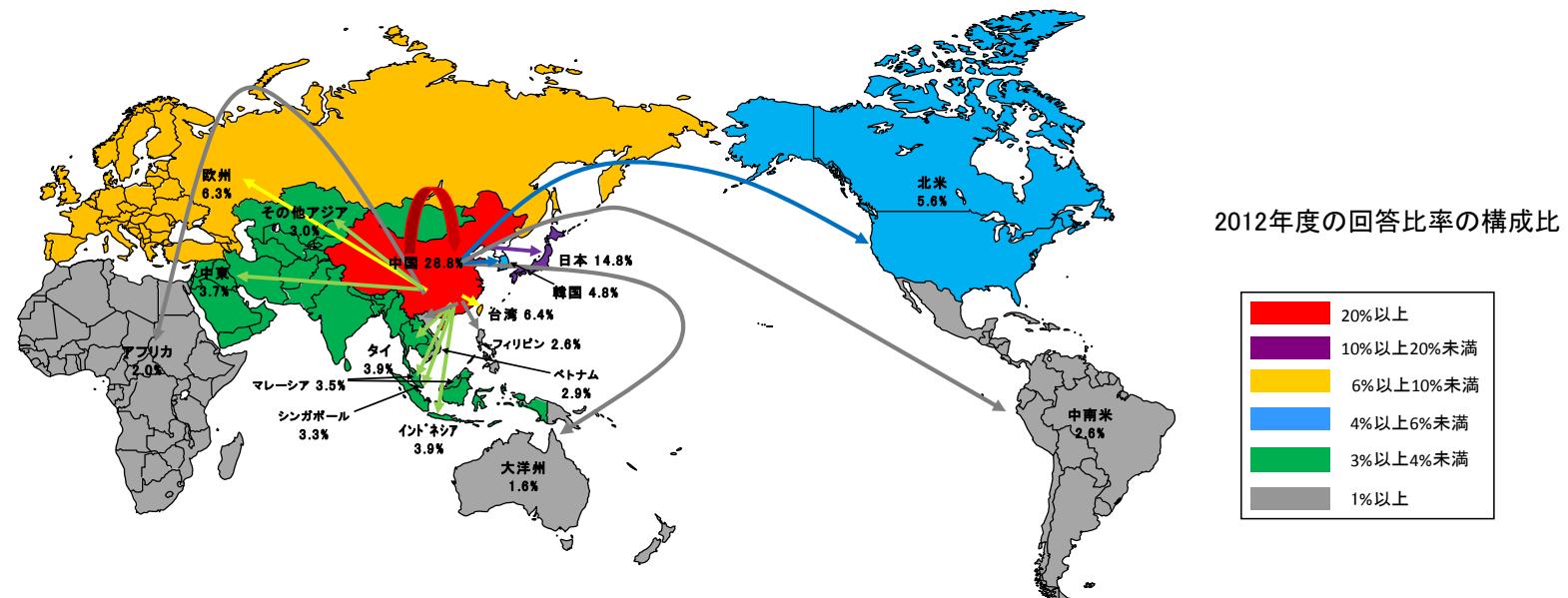
(注) 2007年度より内陸部のデータを追加

出典：「2013年度模倣被害調査報告書 調査結果の概要」(平成26年3月特許庁国際協力課)

## 模倣被害調査結果：模倣品・サービスの流通構造

中国製模倣品の被害社の28.8%は中国で消費されたと回答。次いで、日本、台湾、欧州、北米、韓国が続く。

中国で製造された模倣品・サービスの販売提供国・地域(流出先)

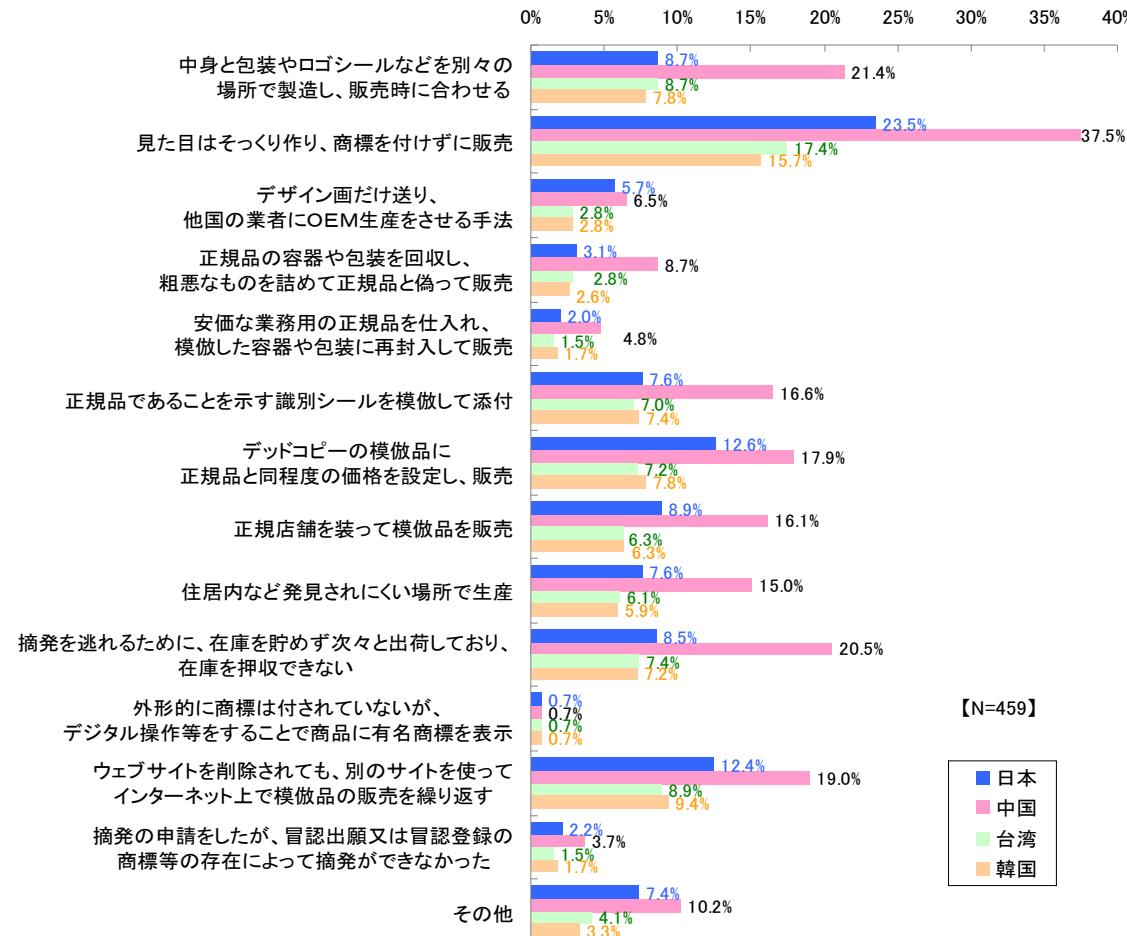


(注)構成比は、中国製模倣品・サービスの販売提供国・地域の回答件数(複数回答)の合計を母数Nとして算出したものであることに留意。例えば、1社が中国製模倣品・サービスを日本、中国、台湾の3ヶ国で販売提供されていると回答した場合、回答数は3でカウントされる。同様の回答が100社であったと仮定した場合、 $3(\text{ヶ国}/\text{社}) \times 100\text{社} = 300(\text{母数})$ 。この場合、日本の模倣品・サービス販売提供率は $100(1(\text{ヶ国}/\text{社}) \times 100\text{社}) \div 300(\text{母数}) = 33.3\%$ となる。

## 模倣被害調査結果：模倣手口の巧妙化

いずれの模倣手口においても中国での巧妙化が進んでいる。

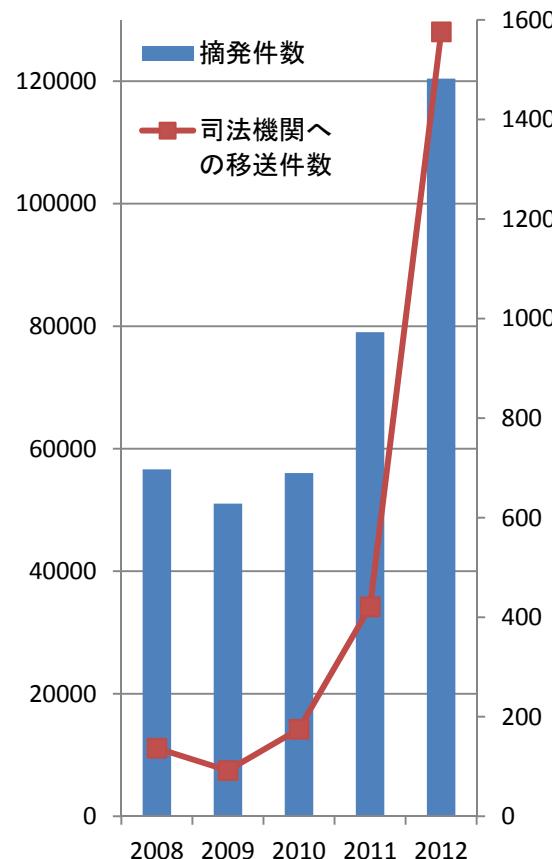
主要国別の模倣手口の巧妙化



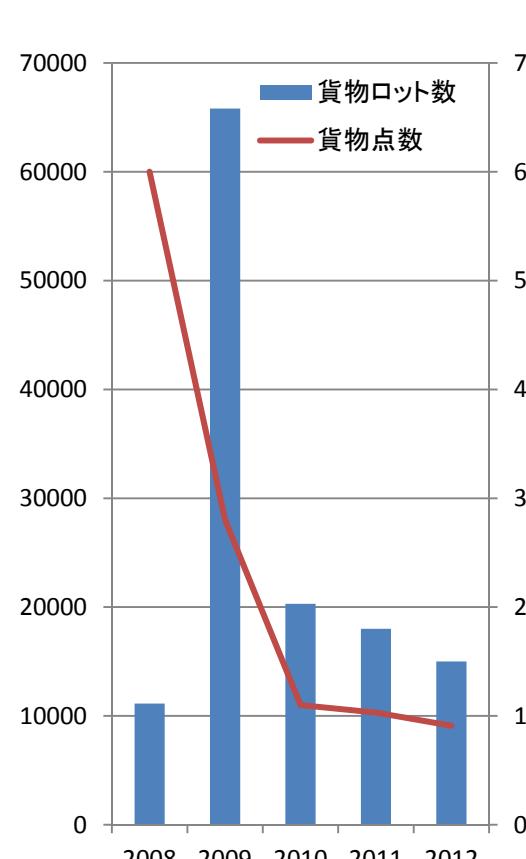
## 模倣被害の実態：工商局・税関・公安による知財権侵害摘発・差押え

工商局・公安における摘発件数は増加するも、税関における差押え件数は減少。

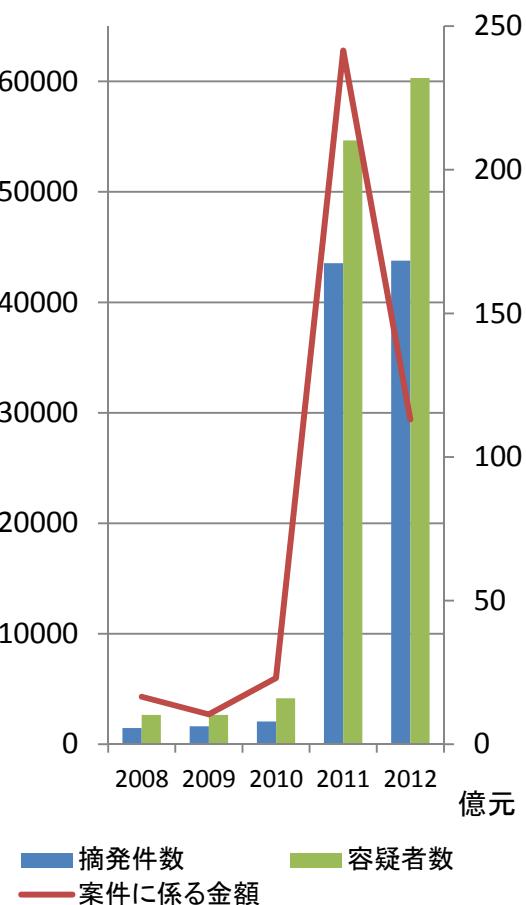
工商局による知財権侵害事件摘発



税関による知財権侵害商品差押え



公安機関による知財権侵害事件摘発

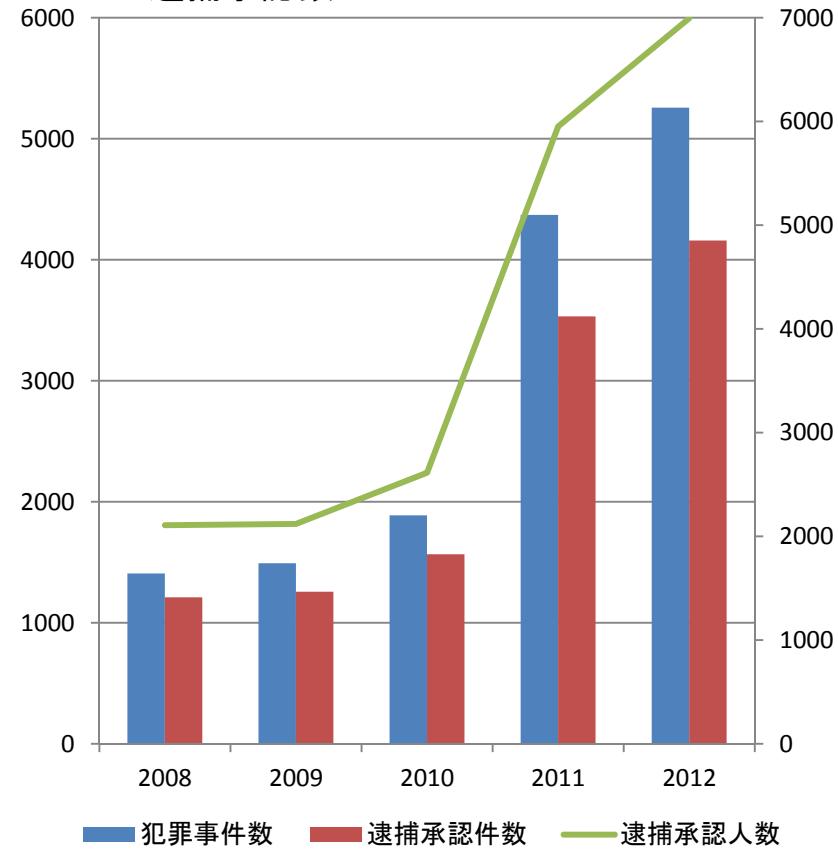


出典：知的財産保護状況

## 模倣被害の実態：検察による知財権侵害摘発及びその内訳

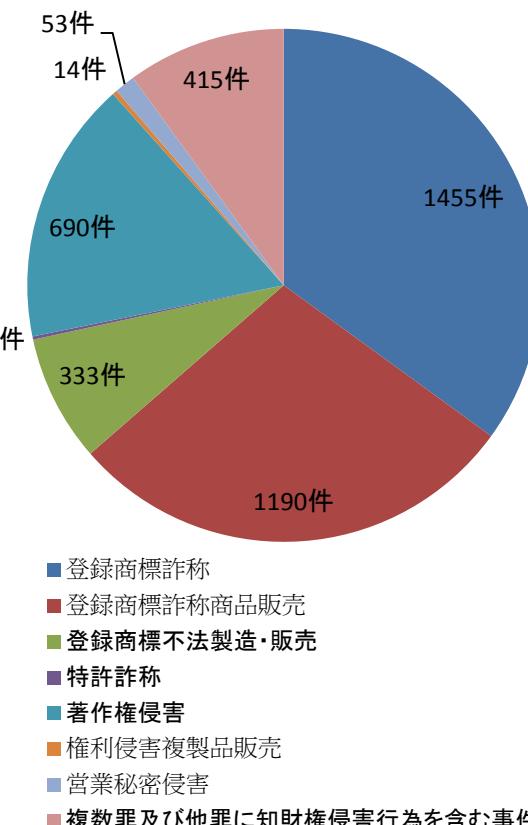
検察による知財権侵害摘発件数も増加傾向。その内訳は、商標関係が最も多く、約2／3を占める。

検察機関が逮捕承認請求を受理した  
知財権侵害に係る犯罪事件数及び  
逮捕承認数



出典：知的財産保護状況

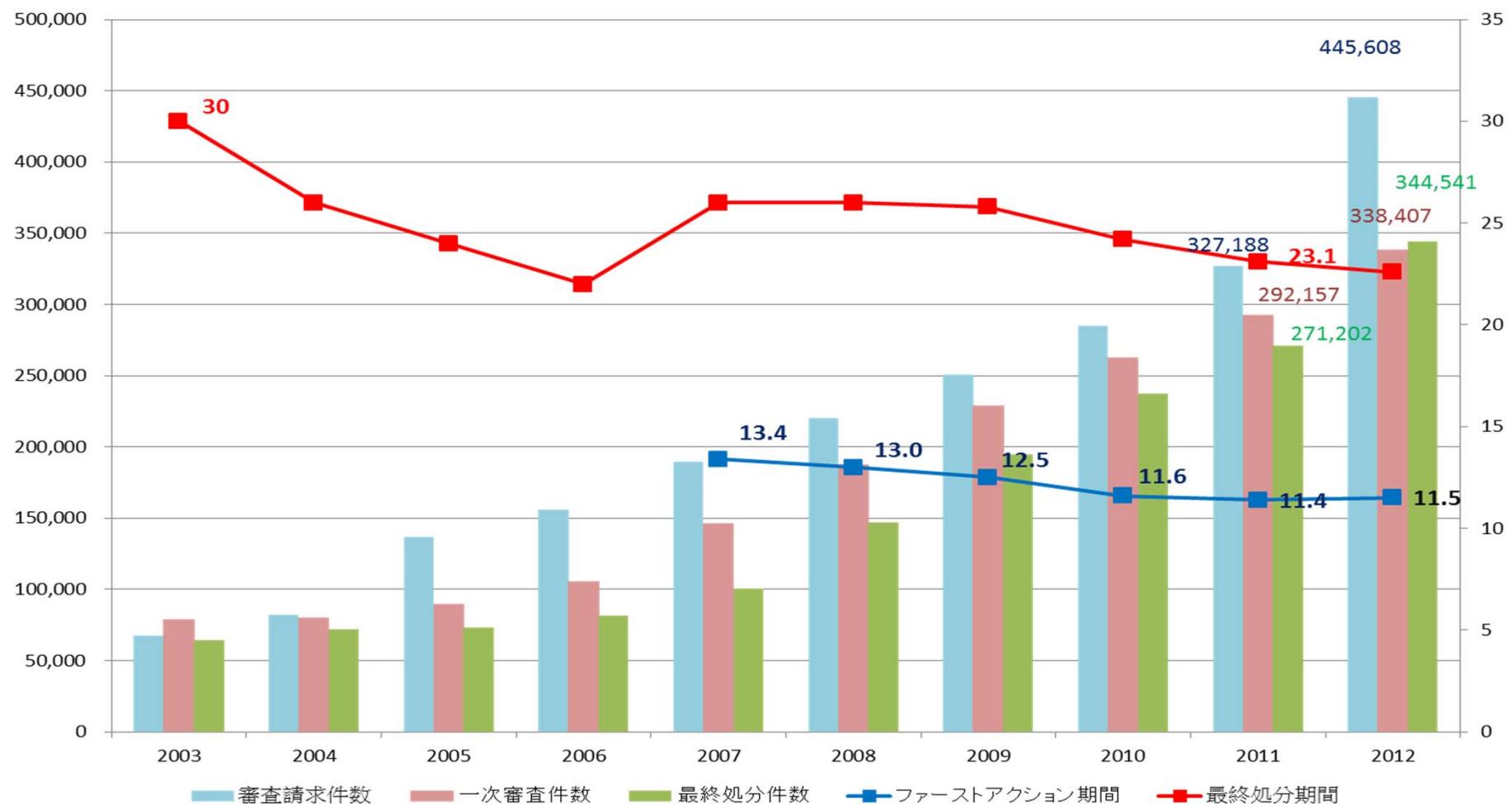
検察機関が逮捕承認請求を受理した  
知財権侵害に係る犯罪事件の対象  
による割合(2012年)



1. 知財保護状況
2. 専利出願増への対応
3. 実用新案問題への対応
4. 知財訴訟リスクへの対応
5. 知財訴訟を巡る動き
6. 知財関連法・運用改正
7. 営業秘密保護の取組み
8. 中国IPGによる取組み

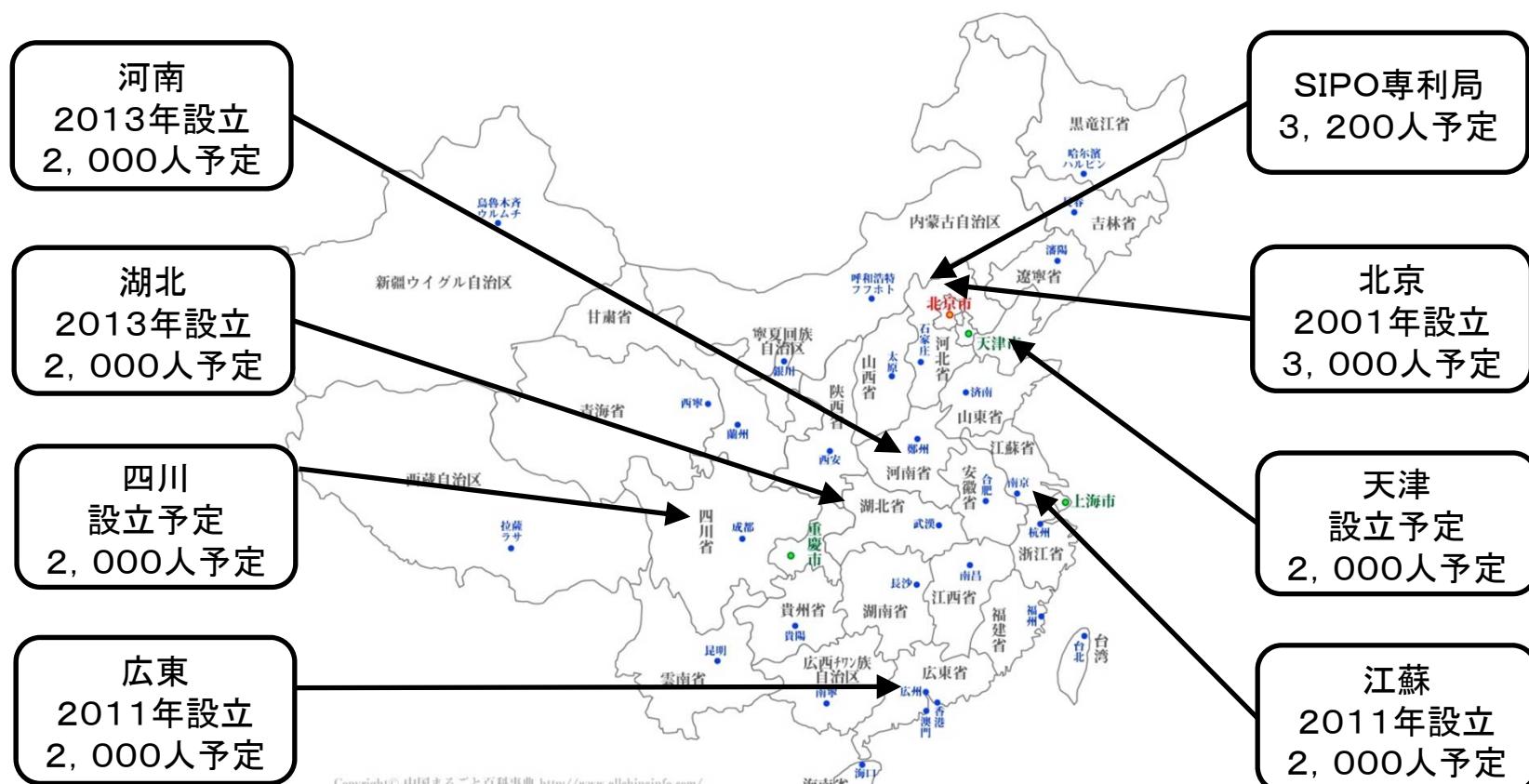
## 専利出願の審査期間等

出願件数の急増にもかかわらず、審査処理期間は維持(ファーストアクション11.5月、最終処分23.1月)。



## 専利審査協作センターの設立

SIPO専利局・各審査協力センター(7ヶ所)合計で18,200人の職員を有し、そのうち16,600人を専利審査官とする予定。



## 審査官向け技術説明会の開催

SIPO及び北京・廣東・江蘇の各専利審査協作センターの審査官向けに、日本企業の特許出願技術に関する「技術説明会」をジェトロ北京主催により昨年実施。これは、説明会参加を希望する企業を募集し、応募のあった企業のうちSIPO側が選定して決定。

技術説明会における最新技術の説明により、審査官がその技術内容を十分理解し、的確な審査に役立てもらうことを目的に実施。

### 【実施スケジュール(上段:開催場所、下段:参加企業／テーマ)】

#### ●11月28日(木)、29日(金) 専利審査協作廣東センター

:日本ガイシ／産業用焼成炉  
ニコン／新タイプカメラに搭載した3つのキーテクノロジー、  
半導体露光装置の最新技術



#### ●12月2日(月) 専利審査協作江蘇センター

:セイコーエプソン／水晶デバイス技術概要



#### ●12月3日(火)、4日(水) SIPO・専利審査協作北京センター

:日本ガイシ／産業用焼成炉  
セイコーエプソン／水晶デバイス技術概要  
ニコン／新タイプカメラに搭載した3つのキーテクノロジー、  
半導体露光装置の最新技術



## 出願の質向上への取組み

SIPOは、2013年12月25日に「専利審査の質を一層向上させることについての若干意見」を公表。これは、出願件数が急速に増加する中で、その技術レベルが必ずしも高くない出願に対処するため、党の十八大精神を貫徹し、国家知財戦略を深化させ、専利制度がイノベーションを奨励・保護する作用が十分發揮できるように専利出願の質を高めるとしている。

### 専利出願の質を一層向上させることについての若干意見

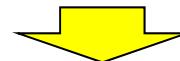
1. 出願の質を向上させることの重要性・緊急性の理解
2. 出願の質を向上させるための政策
  - ・地域ごとの専利評価ガイドの最適化
  - ・一般的な出願補助金政策の改善
  - ・特別な出願補助金の実行
  - ・報奨制度の強化
  - ・政策に基づく評価指標の策定
3. 出願の質を向上させる監督機構の設立
  - ・非正常な出願の調査
  - ・補助金不正受給への対処
  - ・専利代理人の標準化
  - ・品質モニタリング・フィードバックメカニズムの確立
4. 出願の質を向上させるための能力開発
  - ・特許情報活用の増強
  - ・企業等における内部品質管理の確立
  - ・専利代理業務の強化
  - ・品質向上意識の普及啓発
5. 組織的な保障措置
  - ・地方IPO等の関与促進
  - ・SIPOから地方IPO等への情報提供
  - ・専利審査の品質管理
  - ・SIPOによる監督

1. 知財保護状況
2. 専利出願増への対応
3. 実用新案問題への対応
4. 知財訴訟リスクへの対応
5. 知財訴訟を巡る動き
6. 知財関連法・運用改正
7. 営業秘密保護の取組み
8. 中国IPGによる取組み

## 実用新案問題の所在(実態面)

大量に出願される実用新案の中には、製品を単にコピーしただけのもの(冒認出願)も存在。これにより、自社による実施を妨げられるおそれあり(意匠も同様)。

- 日本企業が中国企業に供与した技術を基に、数値限定して実用新案出願されていた。
- 日本企業から中国企業にサンプル品を提供したところ、知らない間に実用新案・意匠出願されていた。
- 日本企業の新製品を展示会に出展したり、市場で売り出したりすると、数ヶ月以内に新製品とそっくりの内容が、中国企業により実用新案・意匠出願されていた。

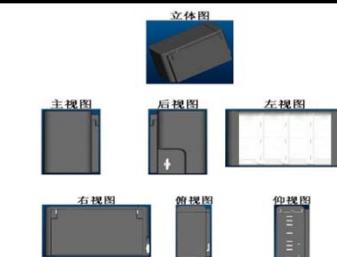


実用新案・意匠は、初步審査のみが行われ、実体審査は行われないことから、冒認実用新案・意匠出願が登録されると、自社による実施もできなくなるおそれがある。

### 【プリンターの事例】



インドネシア向け  
外付けインクタンクモデル  
2010年11月発売



2011年1月25日  
第三者による中国での意匠出願

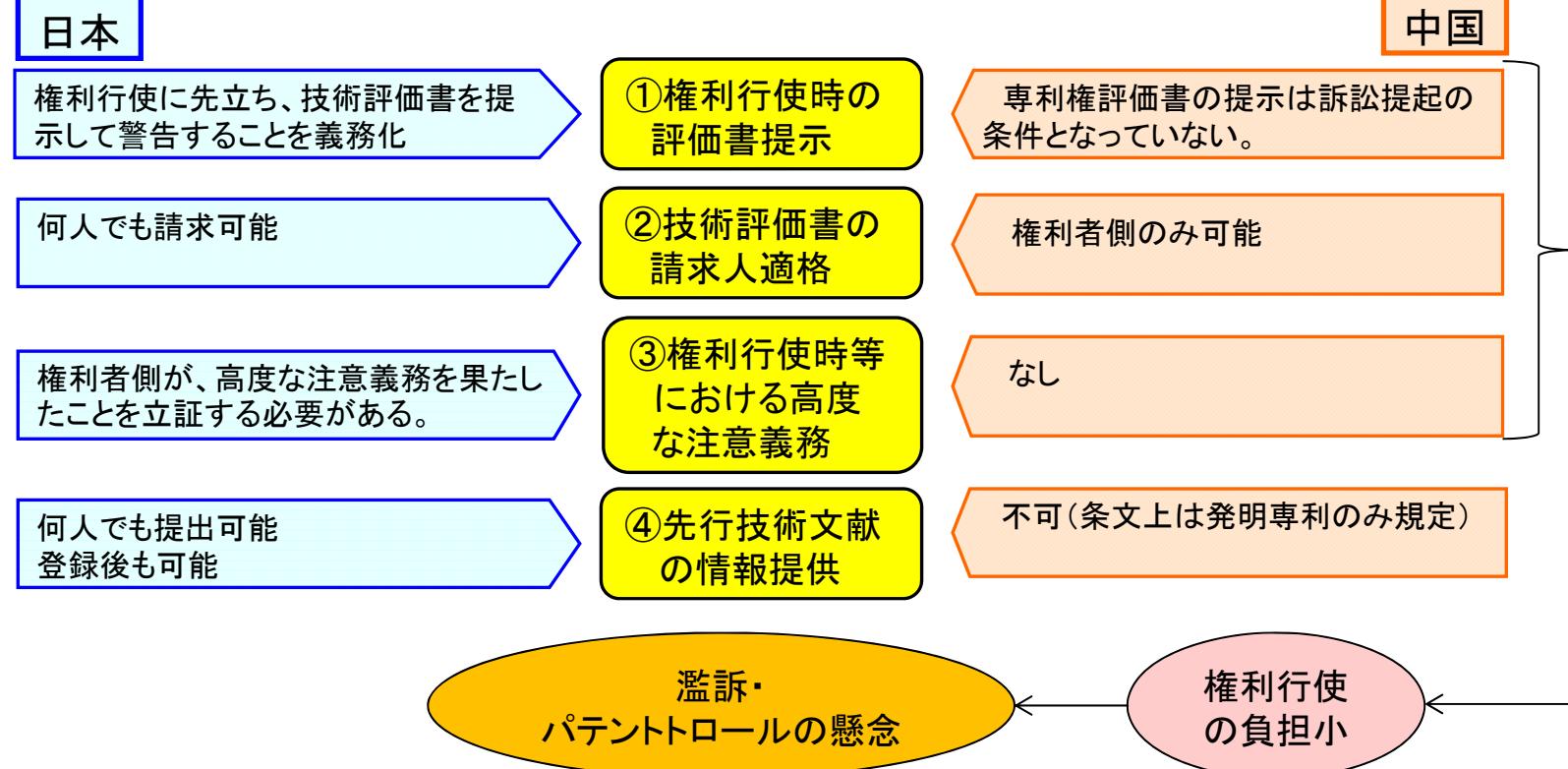


中国向け  
外付けインクタンクモデル  
2011年4月発売

## 実用新案問題の所在(制度・運用面)

中国実用新案制度上、権利行使時の専利評価書提示は義務化されていないため、訴訟提起のハードルが低い。2012年の日中韓による実用新案制度比較研究において、Sipoからは、裁判所は必ず評価書を求める運用を実施しているが、実態は不透明。

権利行使された際、無効審判提起により対抗するが、専利審査指南における引用例の技術分野及び文献数制限により、無効化しにくいことも問題。



## 日中米韓・実用新案ラウンドテーブルの開催

2013年12月11日、日中米韓共催により、北京において「実用新案ラウンドテーブル」を開催。実用新案制度・運用に関して、ユーザーも含めて議論。

### 日中米韓・実用新案ラウンドテーブル(2013年12月11日)

1. 実用新案制度の概要(中国、日本、韓国、ドイツ)
2. 中国における専利審判プロセス  
(S I P O 復審委員会 研究処 副処長)
3. 中国における専利の司法保護  
(最高人民法院 知識産権廷 法官)
4. 地方における実用新案の行政法執行の現状  
(広東省知識産権局 執法・監督処 副処長)
5. ユーザーによる実用新案権取得に関する討論  
(日立、宝山鋼鉄、フォード等)
6. ユーザーによる実用新案権行使に関する討論  
(トヨタ等)
7. 実用新案制度の今後



(参考)中美日韩实用新型圆桌会议在京召开 杨铁军出席并致辞  
[http://www.sipo.gov.cn/yw/2013/201312/t20131216\\_889609.html](http://www.sipo.gov.cn/yw/2013/201312/t20131216_889609.html)

## Sipoの対応(初步審査に係る専利審査指南の改正)

Sipoは、2013年9月16日に「専利審査指南」修正に関する決定を行い、同年10月15日から施行。従前、実用新案・意匠出願の初步審査において、「通常では検索をしない」としていたのに対し、修正により、「検索によって取得した引用文献又はその他の手段によって取得した情報」に基づき、新規性について審査しなければならないとした。

### 『国家知識産権局の「専利審査指南」修正に関する決定』(第67号)

#### 一、第一部第二章第11節を以下のとおり修正

##### 11. 専利法第22条第2項に基づく審査

初步審査において、審査官は、実用新案専利出願が明らかに新規性を具備しないか否かについて審査する。審査官は、その取得した先行技術又は抵触出願に関する情報に基づき、実用新案専利出願が明らかに新規性を具備しないか否かについて審査することができる。

例えば、明らかに先行技術を盗用した、又は内容が明らかに実質的に同一である専利出願を重複提出したような、正常でない出願に関わるおそれのある実用新案である場合、審査官は、検索によって取得した引用文献又はその他の手段によって取得した情報に基づき、実用新案専利出願が明らかに新規性を具備しないか否かについて審査しなければならない。

新規性に関する審査は、本指南第二部分第三章の規定を参照する。

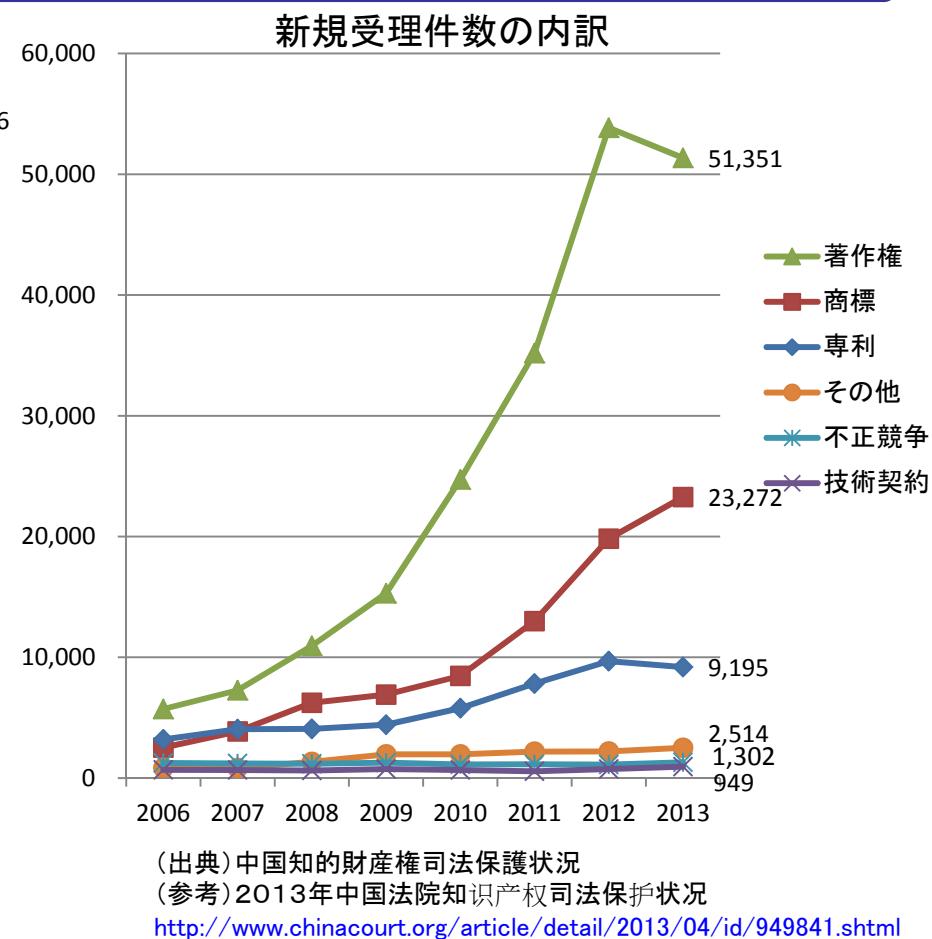
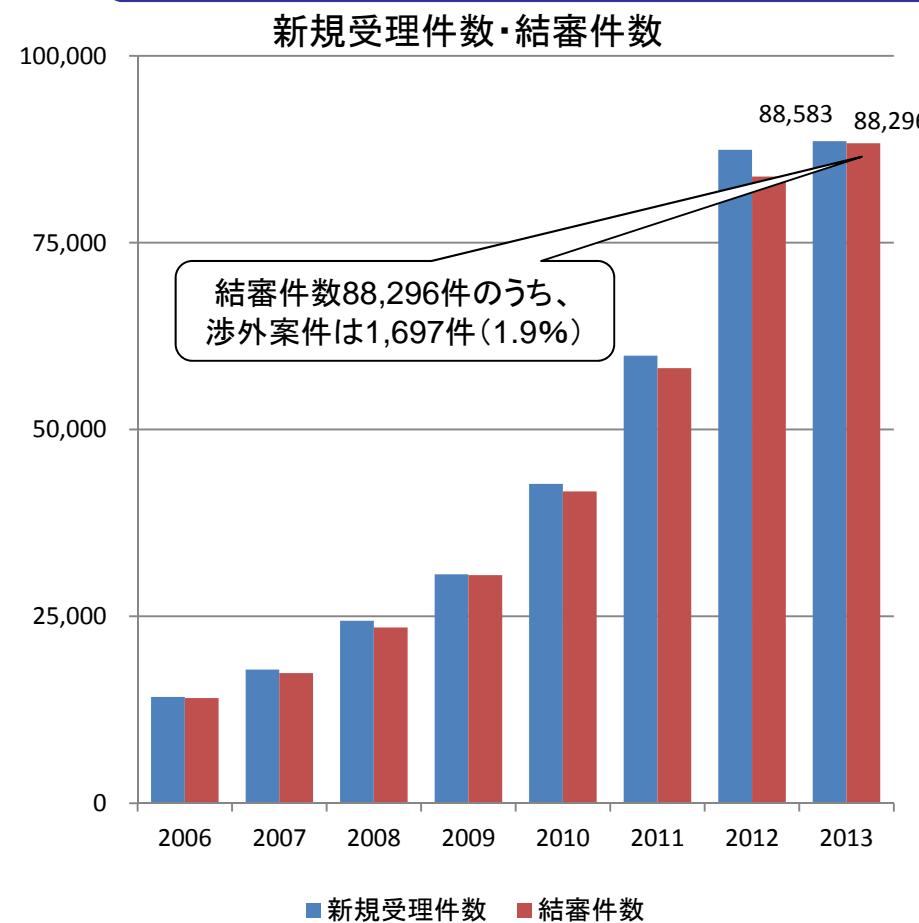
(意匠出願の初步審査についても同様。)

(出典)《国家知识产权局关于修改〈专利审查指南〉的决定》(第67号)  
[http://www.sipo.gov.cn/zwgg/jl/201311/t20131106\\_876947.html](http://www.sipo.gov.cn/zwgg/jl/201311/t20131106_876947.html)

1. 知財保護状況
2. 専利出願増への対応
3. 実用新案問題への対応
4. 知財訴訟リスクへの対応
5. 知財訴訟を巡る動き
6. 知財関連法・運用改正
7. 営業秘密保護の取組み
8. 中国IPGによる取組み

## 知財民事訴訟の現状(知財関連民事第一審事件(全国地方法院))

知財権に係る民事訴訟も増加を続けており、2013年の第一審受理件数は8.8万件超。そのうち、専利権に係る訴訟は9,195件で(特許・実用新案・意匠の別は非公表)、2012年の9,680件からは5%減少したが、依然として世界一の知財訴訟大国。外国企業が関わる涉外案件は1.9%と少ない(ただし、現地法人は含まない)。



## 知財訴訟への対抗手段

知財訴訟リスクに対しては、相手方権利の無効化や、権利行使の例外適用を受けるための準備等、通常行われる守りのための対応が行われているが、中国特有の対策として、積極的な実用新案出願も行われつつある。

### ●相手方権利の無効化

- 公知技術の抗弁
  - ・証拠認定(公証)

### ●権利行使の例外適用

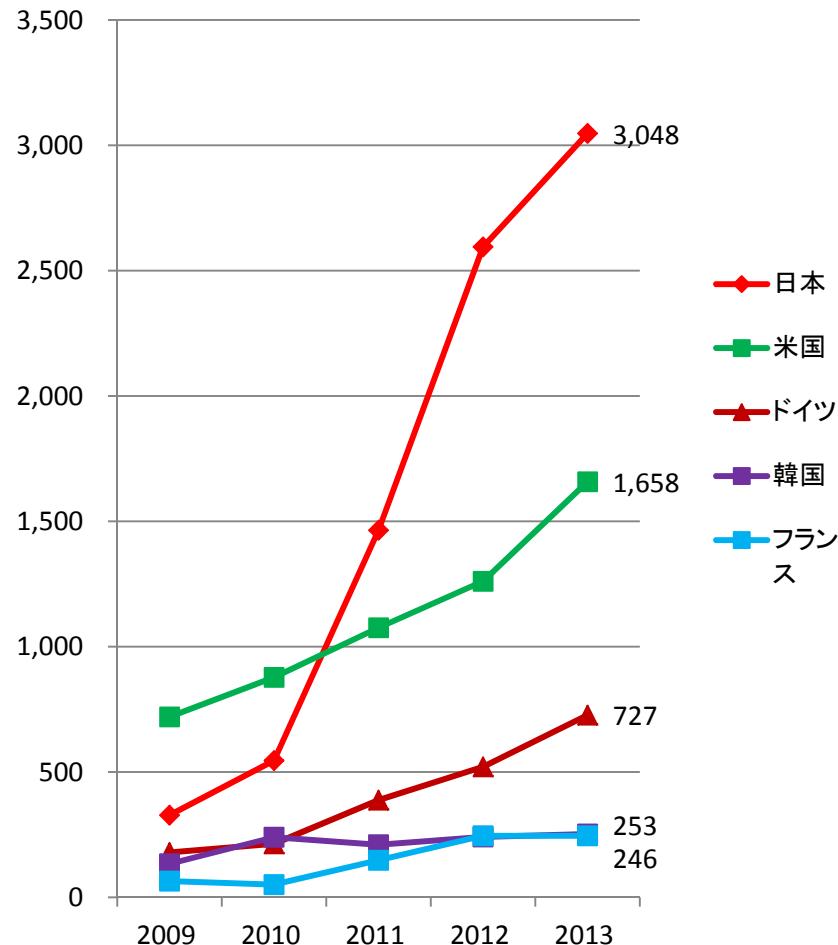
- 先使用の抗弁
  - ・証拠認定(公証)
  - ・先使用として認められる範囲

### ●反訴・クロスライセンス手段の確保

- 中国向けの実用新案出願
  - ・中国向けにだけ実施技術を出願(新規性・進歩性に疑いがある場合も含む)
  - ・ハイテク企業認定の容易化

## 実用新案の積極的な出願

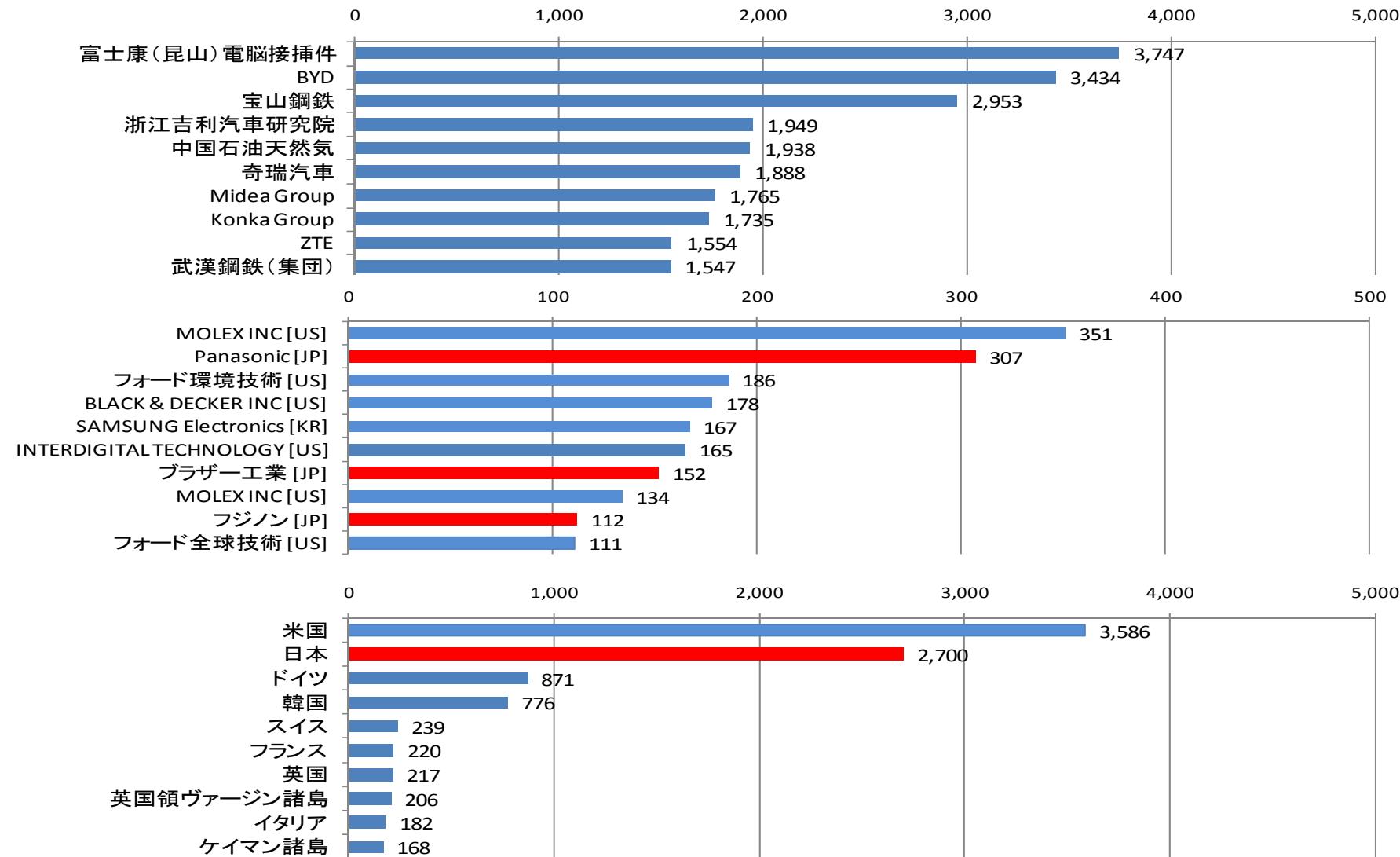
日本企業による実用新案が2011年以降急増しており、2013年は3,048件。



外国企業別(2011年)

TOP10	企業名	件数
1	Ford Global Technology [US]	100
2	Sony [JP]	81
3	Siemens [DE]	80
4	Panasonic [JP]	69
5	Apple [US]	67
6	Seiko Epson [JP]	62
7	Schneider Electric [FR]	56
8	Kubota [JP]	54
9	Samsung Electronics [KR]	52
10	Unicharm [JP]	49

## (参考)実用新案有効権利件数(国内外企業・国別)



1. 知財保護状況
2. 専利出願増への対応
3. 実用新案問題への対応
4. 知財訴訟リスクへの対応
- 5. 知財訴訟を巡る動き**
6. 知財関連法・運用改正
7. 営業秘密保護の取組み
8. 中国IPGによる取組み

## 中国人民法院の取組み：判決執行の強化

最高人民法院は、2013年7月1日に「信用喪失被執行者の名簿情報の公表に関する最高人民法院の若干規定」を採択し、同月16日に公布。2013年7月1日から施行。

### 信用喪失被執行者の名簿情報の公表に関する最高人民法院の若干規定 (2013年7月1日、最高人民法院審判委員会第1582回会議採択)

被執行者が、発効した法律文書に決められた義務を自ら履行するよう促し、社会信用システムの確立を促進するために、「中華人民共和国民事訴訟法」の規定に基づき、人民法院の実務と結びつけて、本規定を定める。

第一条 被執行者が履行能力を有しながら発効した法律文書に決められた義務を履行せず、かつ下記状況のいずれかに該当する場合、人民法院はそれを信用喪失被執行者の名簿に載せ、それに対し法により信用懲戒を加えなければならない。

- (一)証拠偽造、暴力、威嚇などの方法で執行を妨害・拒否した場合
- (二)虚偽訴訟、虚偽仲裁又は財産の隠匿、移転などの方法で執行を回避した場合
- (三)財産報告制度に違反した場合
- (四)高消費制限令に違反した場合
- (五)被執行者が正当な理由なく和解協議を履行・執行しなかった場合
- (六)履行能力を有しながら発効した法律文書に決められた義務を履行しないその他の場合

(出典)最高人民法院关于公布失信被执行人名单信息的若干规定  
[http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201307/t20130724\\_186661.htm](http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201307/t20130724_186661.htm)  
(参考)全国法院失信被执行人名单信息公布与查询  
<http://shixin.court.gov.cn/>

## 中国人民法院の取組み：裁判文書の公開

最高人民法院は、2013年11月13日に「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」を採択し、同月21日に公布。2014年1月1日から施行。

### 人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する最高人民法院の規定 (2013年11月13日、最高人民法院審判委員会第1595回会議にて採択)

審判公開の原則を徹底し、人民法院のインターネット上での裁判文書の公開を規範化し、司法の公正を促進し、司法の公信力を高めるため、「中華人民共和国刑事訴訟法」、「中華人民共和国民事訴訟法」、「中華人民共和国行政訴訟法」などの関連規定に基づき、人民法院の活動の実情を踏まえ、本規定を制定する。

第四条 人民法院の発効済裁判文書は、インターネット上に公開されなければならない。ただし、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合を除く。

- (一)国家機密、個人のプライバシーに関わる場合
- (二)未成年者の違法行為や犯罪行為に関わる場合
- (三)調停によって事件を解決する場合
- (四)インターネット上で公開すべきでない場合

## 中国政府の取組み：知的財産裁判所設立の検討

2013年11月9日～12日に開催された中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（三中全会）において発表された「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央決定」の中で、知的財産に関する言及あり。

### 「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央決定」 (2013年11月12日通達)

改革の全面的進化に関する中国共産党第18回全国代表大会（十八大）の戦略方針を貫徹し、着実に実施すべく、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（三中全会）は、改革の全面的深化における若干の重大問題について検討し、以下の決定を下した。

#### 三、近代的な市場体系完備の加速

(13)(略)

知的財産権の活用・保護を強化し、イノベーションを奨励するシステムを整備するために、知的財産裁判所の設立を検討する。

1. 知財保護状況
2. 専利出願増への対応
3. 実用新案問題への対応
4. 知財訴訟リスクへの対応
5. 知財訴訟を巡る動き
6. 知財関連法・運用改正
7. 営業秘密保護の取組み
8. 中国IPGによる取組み

## 専利法改正草案(エンフォースメント強化等)

2012年8月に公開意見募集がなされた専利法改正草案について、2013年1月に国務院法制弁公室に送られ、その送審稿について、同年3月に意見募集。これに対して、中国日本商会から意見提出。

今回の改正は、長期的に効果のある専利権侵害取締体制を確立・健全化し、中国の特色ある専利権保護制度をより一層完備させ、専利保護の強化、法執行力の増強を行うことが目的。

### 専利法改正草案(送審稿)の概要

#### 1. 専利権訴訟における立証の容易化

- ・損害賠償額認定における侵害者への証拠提出命令(第61条)
- ・行政取締における専利事務管理部門(IPO)による証拠収集手段及び必要な行政強制措置の付与(第64条)

#### 2. 行政調停による効力の明確化

- ・行政調停合意の司法による確認及び強制執行についての実体法上の根拠付与(第60条)

#### 3. 無効審判結果の効力発生日及びその後の手続きの明確化

- ・侵害紛争を早期に解決するために、無効審判結果が即時に効力を発生すること及びその結果を受けて専利事務管理部門は適時に紛争処理することの明確化(第46条、第60条)

#### 4. 故意侵害に対する懲罰賠償制度の新設

- ・故意の侵害行為を効果的に抑制し、公正な市場競争環境を実現するために、懲罰賠償制度を新設(第65条)

#### 5. 集団的侵害・繰り返し侵害の行政取締

- ・集団的侵害・繰り返し侵害についての行政取締り可能化(第60条)

#### 6. 意匠権保護期間の延長

- ・ヘーベル協定加盟に対応するため、意匠権の保護期間を10年から15年に延長(第42条)。

## 專利権侵害判定基準と専利詐称行為認定基準のガイドライン案

SIPOは、2013年9月26日に「専利権侵害判定基準と専利詐称行為認定基準のガイドライン」に関する公開意見募集を実施(全115ページの大部)。これに対して、中国日本商会から意見提出。これは、専利法改正案に基づいて地方IPOが行政取締りを行う場合の手引きとする目的とするもの。

### 「専利権侵害判定基準と専利詐称行為認定基準のガイドライン(意見募集稿)」の概要

#### 第1編 発明・実用新案専利権侵害の判定

##### 第1章 発明・実用新案専利権保護範囲の確定

###### 第1節 基本概念

###### 第2節 クレームの解釈

##### 第2章 発明・実用新案専利権侵害の判定

###### 第1節 専利権侵害判定の比較客体

###### 第2節 専利権侵害判定の方式と原則

##### 第3章 発明・実用新案専利権侵害の抗弁

###### 第1節 従来技術抗弁

###### 第2節 生産経営を目的としないことによる抗弁

###### 第3節 権利消尽の抗弁

###### 第4節 先使用権による抗弁

###### 第5節 臨時通過抗弁

###### 第6節 もっぱら科学研究と実験のためにあることによる抗弁

###### 第7節 薬品と医療機器の行政上の審査許可抗弁

#### 第2編 意匠専利権侵害の判定

##### 第1章 意匠専利権保護範囲の確定

###### 第1節 基本概念

###### 第2節 保護範囲の確定

##### 第2章 意匠専利権侵害の判定

###### 第1節 判断の主体

###### 第2節 判断の客体

###### 第3節 同一又は類似種類の製品

#### 第4節 意匠同一又は類似の比較判断

#### 第5節 数種類製品の類似判断

##### 第3章 意匠専利権侵害の抗弁

###### 第1節 概略

###### 第2節 既存意匠抗弁

#### 第3編 専利詐称行為の認定

##### 第1章 専利詐称行為の認定基準

###### 第1節 専利詐称行為の定義

###### 第2節 専利標識表記権及び表記行為

###### 第3節 専利詐称構成認定の要素

###### 第4節 専利詐称行為と専利権侵害行為

##### 第2章 専利詐称行為の認定

###### 第1節 製品又はその包装に専利標識を表記した販売

###### 第2節 製品説明書等の資料への専利標識の表記

###### 第3節 専利法律文書の偽造・変造

###### 第4節 その他の専利詐称行為

##### 第3章 当事者弁明

###### 第1節 専利権有効の証明

###### 第2節 専利権有効期間内の表記

###### 第3節 善意による販売

(出典)关于征求《专利侵权判定标准和假冒专利行为认定标准指引(征求意见稿)》意见的通知

[http://www.sipo.gov.cn/tz/gz/201309/t20130925\\_819909.html/](http://www.sipo.gov.cn/tz/gz/201309/t20130925_819909.html/)

## 職務発明条例草案

SIPOは、2012年11月12日に「職務発明条例草案(意見募集稿)」に関する公開意見募集を実施。これに対して、中国日本商会からも意見提出。その後、2014年4月1日に「職務発明条例草案(送審稿)」を公表。

これは、技術成果に基づく知的財産権の帰属と利益共有のメカニズムを整備することで、技術成果を創造した者の合法的権益を保護し、技術イノベーション及びその運用実施を促進することを目的とするもの。

「職務発明条例草案(送審稿)」に対する意見募集期限は明示されていないが、5月末を目途に中国日本商会からも意見提出予定。

### 「職務発明条例草案(意見募集稿)」の概要

#### 1. 起草背景

- ・現行専利法等における職務発明規定は原則主義であり、柔軟な運用が困難
- ・現実的には、事業体が発明者の権益を無視・侵害する状況が発生

#### 2. 基本原則

- ・職務発明奨励の原則
- ・事業体と発明者との権利義務衡平の原則
- ・取決め優先と最低保障の原則

#### 3. 概要

- ・権利帰属(職務・非職務発明の区分基準)
- ・発明報告と出願
- ・奨励金と報償金
- ・職務発明実施の促進
- ・監督検査と法的責任

(出典) 《职务发明条例草案(送审稿)》征求意见通知--国家知识产权

[http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/zwfmlzl/zxdt/201404/t20140401\\_926386.html](http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/zwfmlzl/zxdt/201404/t20140401_926386.html)

## 上海市高級人民法院による職務発明紛争処理ガイドライン

上海市高級人民法院は、2013年6月25日に「職務発明創造の発明者又は設計者の奨励、報酬の紛争審理ガイドライン」を公表。  
これは、上海市の各法院での案件審理の参考に供することを目的としたもの。

### 「職務発明創造の発明者又は設計者の奨励、報酬の紛争審理ガイドライン」の概要

1. 職務発明創造の奨励及び報酬に関する専利法等の規定は「中国大陸で完成された発明創造」に適用(第1条)
2. 職務発明創造の奨励と報酬の方式及び金額には「約定優先の原則」が適用され、奨励・報酬は金銭以外によること、金額は法定基準より低いこと、奨励・報酬を一括で補償すること、平均的発明価値により金額を確定することを許容(第4条)
3. 約定における奨励と報酬の基準が「明らかに不合理」である場合は裁判官が合理的な奨励と報酬を決定(第6条)
4. 奨励と報酬の基準について約定又は規則制度における定めがない場合に、発明者が法定の奨励及び報酬を上回る主張をしても裁判官はこれを支持しないこと(第8条、第9条)
5. 専利権譲渡の報酬についての約定又は規則制度における定めがない場合、特許許諾を参考に報酬を確定(第10条)
6. 委託開発や協力開発の場合、発明者が職務発明創造の奨励・報酬を請求するための前提として、発明者が専利権帰属単位の職員である必要性の明確化(第11条、第12条)
7. 労務派遣従業員が発明者となった場合、派遣先の使用単位に奨励・報酬の支払い義務があることの明確化(第13条)
8. 訴訟時効は権利侵害を知り又は知るべき時から2年(第14条)
9. 奨励・報酬の紛争案件における合理的費用の請求不可(第15条)

(出典)上海高院知产庭制定《职务发明创造发明人或设计人奖励、报酬纠纷审理指引》  
<http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201307/t20130724186661.htm>

## GUIの保護に係る専利審査指南の改正

SIPOは、2013年10月22日に「専利審査指南改正草案(意見募集稿)」に関する公開意見募集を実施した後、2014年3月17日に「国家知識産権局の『専利審査指南』修正に関する決定」(第68号)を公表。2014年5月1日から施行。

これは、グラフィカルユーザインターフェース(GUI)意匠を専利法により保護することを目的とするもの。

### 「国家知識産権局の『専利審査指南』修正に関する決定」(第68号)による改正内容

#### 1. 第一部分第三章についての改正

- ・製品に通電した後に表示される図案について意匠権を付与しないとした規定の削除
- ・固定・可視のものに限るとした製品図案要求の削除
- ・GUIの位置を特定できるように製品全体の意匠図を提出すべきとする意匠の図面又は写真に関する規定の追加
- ・GUIの用途を明記すべきとする簡単な説明に関する規定の追加

#### 2. 第四部分第五章についての改正

- ・公知意匠との類否判断にあたり、その他の部分の意匠が慣用設計である場合、そのGUIは全体の視覚効果により顕著な影響を与えるとする規定の追加

## 改正商標法の施行

中国商標法の改正について、2013年8月30日に全国人民代表大会常務委員会において可決され、国家主席の署名により成立(第6号主席令)。2014年5月1日から施行。

### ●主な改正内容

- ・商標審査期限の規定(商標出願審査の9ヶ月以内の完了等)
- ・異議申立制度の改善(異議申立不成立に不服の場合は無効審判を請求)
- ・馳名商標保護制度の明確化(馳名商標の宣伝広告使用の禁止等)
- ・商標専用権の保護強化(法定賠償額の50万元から300万元への引き上げ、懲罰賠償の導入)
- ・商標出願及び使用の規範化、公平な競争的市場秩序の維持(他者商標の抜け駆け登録、企業商号としての使用の禁止)
- ・商標代理業務の規範化(罰則規定の創設)

### ●経緯

- ・制定 1982年 8月(1983年3月施行)
- ・第1次改正 1993年 2月(1993年7月施行)
- ・第2次改正 2001年10月(2001年12月施行)
- ・第3次改正 2009年11月 SAICから国務院への改正案提出  
2011年 9月 国務院による1回目の公開意見募集  
2012年 9月 国務院による2回目の公開意見募集  
2012年12月 全人代による公開意見募集  
2013年 8月 改正可決・成立(2014年5月施行)

(出典)中华人民共和国商标法

[http://www.gov.cn/jrzq/2013-08/30/content\\_2478110.htm](http://www.gov.cn/jrzq/2013-08/30/content_2478110.htm)

(日本語仮訳)ジェトロ北京ウェブサイト

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20140501.pdf>

## 商標法改正案に対する中国日本商会意見のポイントとその採否

2012年12月に全人代によりなされた公開意見募集に対して、中国日本商会から意見提出を行ったところ、その一部については採用された商標法が成立。

- 外国でのみ周知な商標の保護規定の導入(第13条、第32条)  
→ 不採用
- 異議申立における申立人適格の限定削除及び不服申立機会の確保(第33条、第35条)  
→ 不採用
- 商標登録更新手続期間の延長(「6ヶ月以内」(意見募集稿)→「12ヶ月以内」(改正法))(第40条)  
→ 採用
- 行政処罰対象(権利侵害品の製造等に「専ら用いる器具」(意見募集稿)→「主に用いる器具」(改正法)の没収・廃棄)(第60条第2項)  
→ 採用
- 法廷賠償額(「100万元以下」(意見募集稿、改正前は「50万元以下」)→「300万元以下」)(第63条第3項)  
→ 採用

## 改正中国商標法実施条例の施行(その1)

国务院法制弁公室は、2014年1月10日に「商標法実施条例(修正草案)(送審稿)」に対する公開意見募集を実施後、4月30日に公布、5月1日から施行された。これは、改正商標法の運用にあたり、商標事務の具体的な条件、基準及び手続を定めるもの。

### 改正商標法実施条例の概要(続く)

#### 1. 総則部分

- ・商標代理機構の法律書類転送義務(第5条)
- ・商標法律書類の電子的提出と送達(第9条、第10条)
- ・商標審査・審理期間に計上しない場合(第11条)
- ・期間計算(第12条)

#### 2. 商標登録出願

- ・音声商標出願書類に対する形式要求(第13条)
- ・商標登録出願主体資格に関する要求(第14条)
- ・商標出願受理の条件(第18条)

#### 3. 商標登録出願の審査

- ・商標近似、類似商品・役務の定義(第22条、第23条)
- ・商標出願分割(第24条)
- ・商標審査意見への応答(第25条)
- ・商標異議(第26条～第30条)

#### 4. 登録商標の変更、譲渡、更新

- ・商標譲渡の手続(第30条)
- ・商標移転(第34条)

#### 5. マドリッド商標国際登録

- ・商標国際登録の調整対象(第36条)
- ・中国を第一国とする商標国際登録(第37条～第43条)
- ・中国を指定する領域指定出願の審査及び異議手続(第44条、第45条、第47条)
- ・国際登録商標譲渡等の後続申請(第48条、第49条、第50条～第52条)

#### 6. 商標評審

- ・各種評審事件の審理範囲(第54条～第58条)
- ・不登録再審を経て登録を許可された商標への無効宣告請求提出の起算日(第59条)
- ・「一事不再理」の例外規定(第65条)
- ・評審手続改善に関連するその他の規定(第63条、第66条、第67条)

## 改正中国商標法実施条例の施行(その2)

送審稿における商標出願手続きに関して、処理迅速化の点から各種期間が短縮されており(第18条、第24条、第25条、第29条、第60条、第62条等)、外国企業にとって、実務上支障の懸念。

法執行に関して、事件中止手続き(第90条)の模倣業者濫用、鑑定義務(第90条)等の新しい手続きの影響、商標・商品類比(第22条)や不法経営額(第82条)、再犯(第86条)等の重要定義の導入による影響を懸念。

中国日本商会から意見提出の予定。

### 改正商標法実施条例の概要(続き)

#### 7. 商標管理

- 登録商標取消の申請手続 取消理由の規定(第70条～第72条)
- 商標使用許諾登記の対抗力の起算(第74条)
- 商標権の質権設定登記(第75条)

#### 8. 商標専用権保護

- 不法経営額の計算(第82条)
- 侵害への便宜の細分化(第83条)
- 再犯重罰化(第86条、第87条)
- 自己が合法的に取得した商品であることの証明(第88条)
- 事件中止手続(第90条)
- 権利者の鑑定協力義務(第91条)

#### 9. 商標代理

- 商標代理に従事する要件(第93条、第94条)
- 商標代理の基本的要件(第95条～第97条)
- 商標代理違法行為について(第99条、第100条)
- 商標代理市場参入禁止の運用手続(第102条、第103条)

#### 10. その他

- 証拠資料補充及び補正期限(期間短縮:3ヶ月→30日及び30日→15日)(第18条、第60条、第29条、第62条)
- 商標登録簿及び商標登録証(第108条)
- 商標公告(第109条)

(出典)中华人民共和国商标法实施条例\_政府信息公开专栏

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-04/30/content\\_8792.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-04/30/content_8792.htm)

## 改正中国商標法施行に伴う対応(その1)

改正商標法の施行に合わせて、SAICは、規則改正及び経過措置に関する通知を発表。

### ●商標評審規則(商標評審に関する細則を定めたもの)

2014年5月1日施行予定として、3月に公開意見募集が終了しているが、現時点で改正規則は未公表。

#### <主な改正内容>

##### (1)商標法及び商標実施条例の改正内容に適応するための修正

改正商標法の審判処理期間に関する規定に関連し、補正期間等の短縮等を追加。

##### (2)改正後の商標法、改正前の商標法の移行段階における法適用(第54条)

審判案件に関する経過措置を規定。

### ●工商总局による改正実施後の《中華人民共和国商標法》に関する問題の通知について

2014年4月15日公布、2014年5月1日施行。

改正商標法施行に伴う、商標審査、商標審判、商標監督管理に関する経過措置に関する通知。

(出典)关于《商标评审规则(征求意见稿)》公开征求意见

[http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/qt/xxzx/201402/t20140211\\_141632.html](http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/qt/xxzx/201402/t20140211_141632.html)

商标评审委员会关于商标法修改决定施行后商标评审案件有关问题的通知

[http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/qt/sbpswyh/201405/t20140509\\_144987.html](http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/qt/sbpswyh/201405/t20140509_144987.html)

## 改正中国商標法施行に伴う対応(その2)

さらに、馳名商標認定保護規定に関する意見募集も実施。

### ●馳名商標認定保護規定（馳名商標の認定及び保護に関する細則を定めたもの）

2014年6月1日施行予定。5月13日を締め切りとして公開意見募集が実施され、中国日本商会からも意見を提出。

#### <主な改正内容>

##### ・馳名商標認定の原則(第4条)

馳名商標認定は案件ごとの個別認定、受動的保護の原則に従うことを明確化。

##### ・当事者及び工商部門の業務職責の明確化(第9条、第20条)

当事者が信義誠実の原則に従い、真実の証拠資料を提出すべきこと、商標局・商標評審委員会が、審理の過程において著名である事実の認定及び法律の適用について責任を負うこと等、当事者及び工商部門の業務職責に関する規定を追加。

## 改正中国商標法施行に伴う対応(その3)

また、最高人民法院も関連解釈を公表。

### ●最高人民法院「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」

2014年3月25日公布、2014年5月1日施行。

商標をめぐる事件を正しく審理するため、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国民事訴訟法」、「中華人民共和国行政訴訟法」等の法律の規定に基づき、人民法院による商標事件審理の管轄、法律適用などの問題について制定された解釈。概要以下のとおり。

- ・商標評審委員会が下した再審の決定又は審決に対する不服申立にかかる行政事件及び国家工商行政管理総局商標局が下した商標に関する具体的行政行為をめぐる事件は、北京市の関連の中級人民法院が管轄。
- ・第一審の商標民事事件は、中級以上の人民法院及び最高人民法院が指定した基層人民法院が管轄。
- ・周知商標保護に関わる民事事件、行政事件は、省、自治区の人民政府所在地の市、計画単列市、直轄市の管轄区にある中級人民法院並びに最高人民法院が指定するその他の中級人民法院が管轄

(出典)最高人民法院关于商标法修改决定施行后商标案件管辖和法律适用问题的解释

[http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201404/t20140414\\_194995.htm](http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201404/t20140414_194995.htm)

## 冒認商標出願問題

中国において出願・登録されていない外国の商標について、無関係の第三者が先に当該商標を出願・登録する事例(いわゆる「冒認出願」)が大きな問題。

企業の商品名等については、ビジネス展開前に早期に中国出願しておくべきものともいえるが、特に地名に関しては、商標登録に適さないこともあり、出願していなかつたことを問題とすることは必ずしもできない。そこで、日本の地名・地域ブランド名の出願状況を継続調査中。

### 中国における日本の地名等に関する商標登録出願調査(2012年度)

(日本の出願人による出願も含む。)

#### <出願されている都道府県名>

青森、岩手、宮城、秋田、福島、群馬、千葉、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、京都、  
兵庫、和歌山、鳥取、島根、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、熊本、宮崎

#### <出願されている政令指定都市名>

川崎、浜松、名古屋、北九州

(下線は、登録された商標がないもの。ただし、異議申立中、取消審判中の案件は未登録として扱う。)

#### <新たに拒絶・無効とされた商標出願がある地名>

青森、千葉、長野、三重、京都、兵庫、山口、宮崎、鹿児島、川崎

#### <新たに初審公告・登録された商標出願がある地名>

福井、三重、京都、島根、山口、徳島、香川、愛媛、佐賀

## 国家標準に関わる特許の管理規定(暫定施行)の制定・施行

国家標準化管理委員会とSIPOは、2013年12月19日に「国家標準に関わる特許の管理規定(暫定施行)」を制定。2014年1月1日より施行。

これは、国家標準の管理業務を規範化し、イノベーションと技術の進歩を奨励し、国家標準における新技術の合理的採用を促進し、一般公衆と特許権者及び関連権利者の合法的権益を保護し、国家標準の効果的な実施を保障するためのもの。

### 国家標準に関わる特許の管理規定(暫定施行)

#### 1. 総則

- ・標準化法、専利法及び国家標準管理弁法等の関連法律法規と規則に基づいて制定(第1条)
- ・本規定における特許は、有効な特許と特許出願を包含(第3条)
- ・国家標準に関わる特許は必須特許(標準の実施に不可欠な特許)(第4条)

#### 2. 特許情報の開示

- ・標準の制改定参加者／非参加者による技術委員会への必須特許の開示(第5条～第7条)
- ・標準化管理委員会による特許情報の開示(第8条)

#### 3. 特許実施許諾

- ・特許実施許諾声明の作成(以下的方式から選択)(第9条)  
①公平、合理的で、非差別的な条件に基づいて、無償で実施許諾  
②公平、合理的で、非差別的な条件に基づいて、有償で実施許諾  
③上述二方式による実施許諾に同意しない

- ・特許実施許諾声明を取得していない国家標準の公布不可等(第10条～第12条)
- ・特許譲渡等における実施許諾声明の拘束保証(第13条)

#### 4. 強制国家標準が特許に関わる場合の特別な要求

- ・強制国家標準は一般的に特許に不関与(第14条)
- ・実施声明拒絶の場合の協議(第15条)
- ・特許情報の公示(第16条)

#### 5. 附則

- ・国際標準化機構(ISO)と国際電気標準会議(IEC)による国際規格を同等に採用して制定・改正した国家標準である場合、当該国際規格に関わる特許の実施許諾声明は同様に国家標準に適用(第18条)
- ・業界標準と地方標準の制定・改正が特許に関わる場合、本規定を参考に処理(第22条)

(出典)国家标准委国家知识产权局关于发布《国家标准涉及专利的管理规定(暂行)》的公告

[http://www.sac.gov.cn/gybzhreb/zxtz\\_850/201212/t20121219\\_130448.htm](http://www.sac.gov.cn/gybzhreb/zxtz_850/201212/t20121219_130448.htm)

[http://www.sipo.gov.cn/zcfg/flfg/zl/bmgfxwj/201401/t20140103\\_894910.html](http://www.sipo.gov.cn/zcfg/flfg/zl/bmgfxwj/201401/t20140103_894910.html)

## 標準特許の独禁法訴訟(華為技術(ファーウェイ)vs.米インター・デジタル社)

2013年10月28日、広東省高級人民法院は、携帯電話通信技術の標準必須特許に関して、華為技術(ファーウェイ)が米国インター・デジタル社(IDC)を独占禁止法違反により訴えた裁判の控訴審において、IDCによる支配的地位濫用を認め、2千万元(約3億4千万円)の賠償金支払いを命じる判決。

### 事案の概要

- IDCは、携帯電話通信技術(2G、3G、4G)に関する多くの標準必須特許を有し、2008年11月からの交渉において、華為に対してライセンス料支払いを求め、2009年～2016年の売上に対して2%を支払うことで確定。これは、アップル・サムソンに対するものより高額(具体的には不明)。さらに、IDCは、華為が持つ関連特許の無償許諾を要求。
- 2011年12月に華為が深セン市中級人民法院に提訴した結果、当該法院の管轄権を認めるとともに、IDCによる市場の支配的地位の濫用を認める一審判決。
- 双方当事者の控訴の結果、広東省高級人民法院による一審を維持する二審判決。

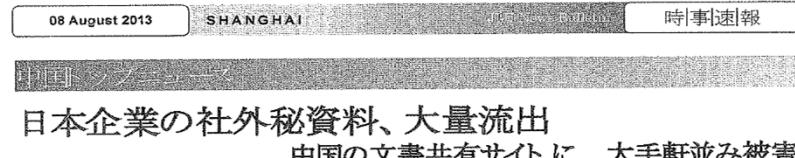
1. 知財保護状況
2. 専利出願増への対応
3. 実用新案問題への対応
4. 知財訴訟リスクへの対応
5. 知財訴訟を巡る動き
6. 知財関連法・運用改正
7. 営業秘密保護の取組み
8. 中国IPGによる取組み

## 資料共有サイトにおける情報漏えい問題

資料共有サイト(百度文庫等)における日本企業の社内情報漏えいが、メディアの話題。漏洩情報は、日系企業に限らず、中国政府・企業のものもあり。  
本件は、知財問題というよりも雇用契約・就業規則遵守、委託先との関係では、委託契約遵守の問題。



2013年8月8日  
日経新聞(朝刊)



SHANGHAI 時事速報

### 日本企業の社外秘資料、大量流出 中国の文書共有サイトに 大手軒並み被害

【北京時事】文書・資料やデータをインターネット上で共有できる中国の有力サイト「百度文庫」に日本企業の社外秘資料や内部文書が1、2年前から大量流出し誰でも見られる状態になっていることが7日分かった。情報流出問題を調査し、日本企業の対応にも当たる分部弁護士(上海駐在)によると、大手メーカーの特許出願前の技術資料や、日本の広告会社の顧客向けプロジェクト 提案資料なども流出したことがあるという。

時事通信の調査では、トヨタ自動車、ホンダ、東芝、日立製作所、パナソニック、ソニー、三菱重工業など日本を代表する大手企業に関する内部資料が軒並み百度文庫に流れている。

日本の経済産業省は「産業界から被害の声が出てきていることを認識している。問題意識を持って被害の実態を注視したい」と指摘、情報収集を進める意向を示した。日本貿易振興機構(ジェトロ)も本格調査を進めており、中国に進出した日本企業に情報管理の徹底を呼び掛けている。

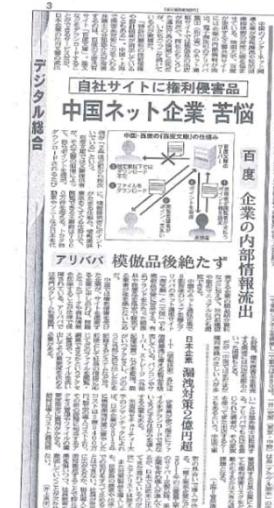
「百度文庫」利用者は、自分の持つ文書や資料をアップロードすればポイントを獲得でき、そのポイントを使ってサイト内の文書・資料をダウンロードすることが可能。また、ポイントに関係なく、閲覧はできる仕組みになっている。

日本企業の内部資料が大量にアップロードされており、「社外秘」「機密」と記された資料も多い。トヨタについては中国合弁会社の組織資料や苦情処理マニュアルのほか、本社の部署と役員名が書かれた組織図も流れている。ソニーや日立の中国関連会社では「社外秘」と記されたそれぞれ数年前の内部文書が流出した。キヤノンの関係する契約書とみられる内部文書もサイト上で見つかった。

分部弁護士や被害を受けた日系企業によると、大部分は合弁先や取引先を含む企業の中国人従業員がポイント稼ぎのために漏えいしているとみられる。同弁護士は「機密性の高さにかかわらず、ネットに社内の内部情報が流れれば情報管理の在り方が問われ、企業の信頼に関わる」と解説した。

トヨタ、ソニー、日立の各中国現地法人はそれぞれ「お話しすることはない」「個別ケースのコメントは差し控えるが、ケースに応じて百度側に削除依頼している」「サイトを定期的に監視し、削除要請を行っている」と回答。キヤノン広報課は「回答を差し控えさせていただく」としている。百度側には取材を試みたが、担当者が不在だった。

2013年8月7日  
時事速報

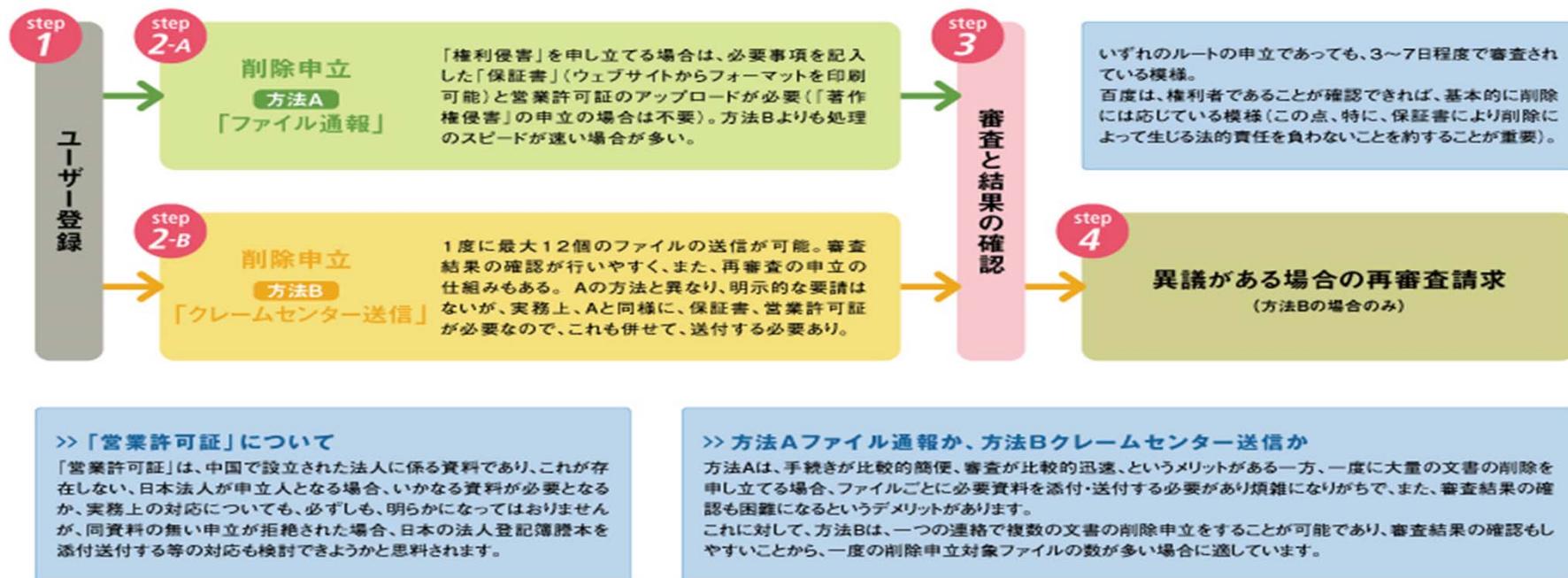


2013年8月8日 日経産業新聞

## 資料共有サイト問題への対応

資料共有サイトに対して、事前登録をした上で、権利侵害に基づいて削除申し立てを行うことにより、社内機密等の情報の削除をすることが可能。

### 百度文庫における文書の削除申立の流れ



## 営業秘密としての情報管理

営業秘密として有益な情報を管理するためには、その定義を十分把握した上で、保護すべき営業秘密の抽出・指定を行うことが必要。

### 営業秘密の定義

- ・公衆に知られておらず(秘密性)、
- ・権利者に経済利益をもたらせ(価値性)、実用性を有し(実用性)、かつ
- ・権利者が秘密保護の措置を取った(秘密保護措置)

技術情報及び経営情報

(「中華人民共和国反不正当競争法」第10条)

### 営業秘密の抽出・指定

「営業秘密」として管理すべき情報の候補の抽出  
※「情報」は、一般には図面類やデータ等と考えられます。

例えば「現場で情報の候補を選び、その中から責任者が決める」などの、抽出ルールも決めておきます。



権利にするか、秘密として保存するか

特許等の取得により権利として守る方法もありますので、その点を考慮します。



「有用性」「非公知性」を満たしているか

客観的に見て「有用」な情報か、自分の管理下以外では知り得ない情報かを確認します。



「営業秘密」の具体的な範囲の確定（秘密指定）

「〇〇の製造プラント関連図面」等、具体的に営業秘密の範囲を決定します。

## 営業秘密保護事例1

上海の日系印刷機製造会社(東京都大田区の印刷機製造会社の現地法人)による元従業員の刑事告訴により、懲役・罰金刑。

### 事件の概要

- 秘密保持契約を結んでいた元従業員が、在職中に得た印刷機に係る技術秘密を利用して、自ら起こした会社により同種印刷機を製造・販売
- 日系印刷機製造会社は、公安当局に告訴して元従業員の刑事責任を追及
- 法院は、営業秘密の適切な保護等について判断した結果、営業秘密侵害を認定し、元従業員のうちの主犯格に懲役1.5年・罰金50万元、その他元従業員に1年の執行猶予付き懲役10ヶ月・罰金(額不明)、侵害会社に罰金240万元。

(参考)時事ドットコム・企業秘密漏えいで3億円損害＝日系元従業員、設計図盗み偽造－告訴で初の実刑・中国  
<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201308/2013080800535>

## 営業秘密保護事例2

昆明の日系バイオ企業(東京都中央区のバイオ企業の現地法人)による元従業員の実用新案権の帰属訴訟。日系企業の帰属は認められるも、権利失効(維持料不払い)のため、権利返還ならず。

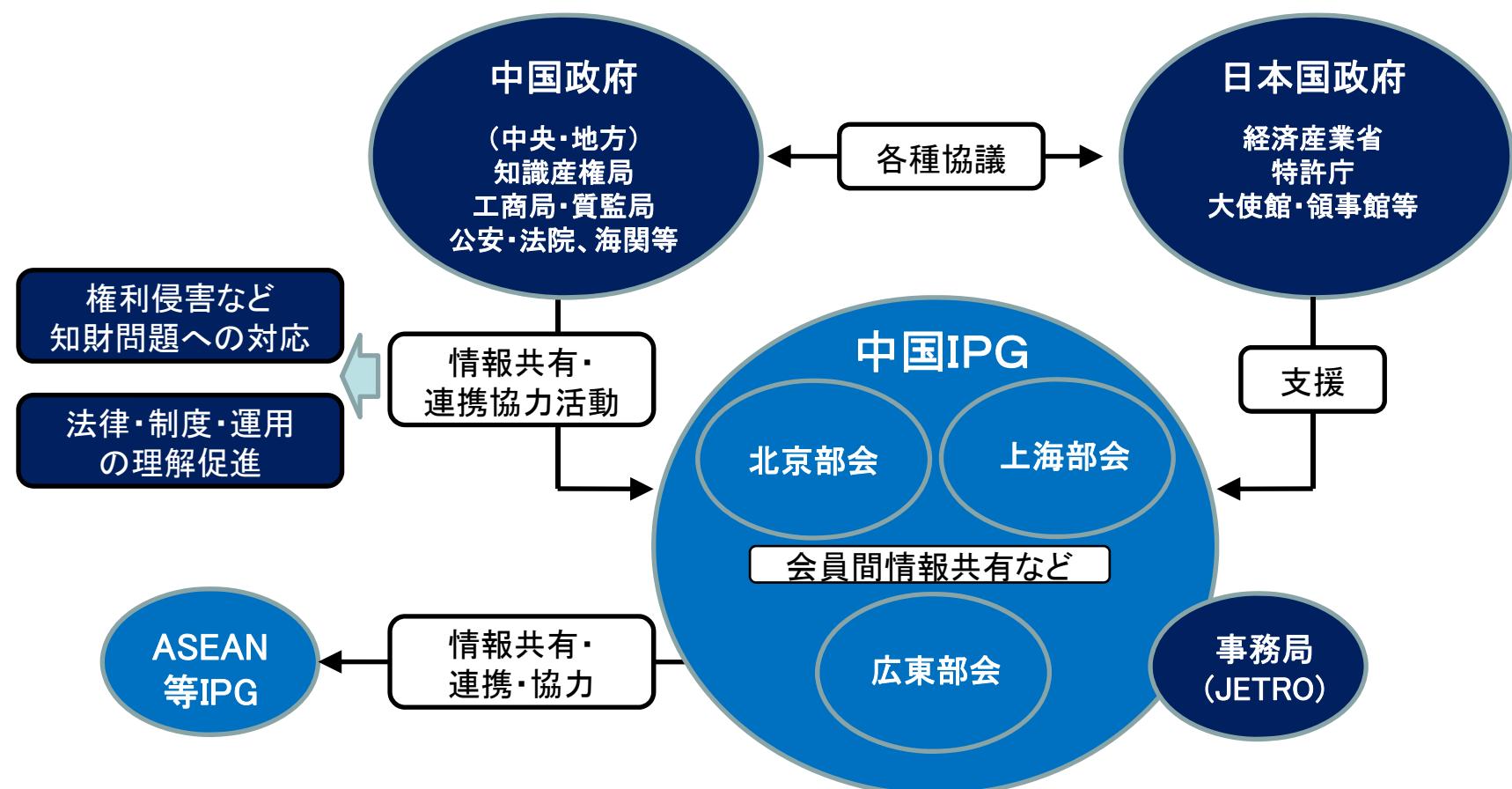
### 事件の概要

- 秘密保持契約を結んでいた元従業員が、機能性健康食品等素材(アスタキサンチン)の製造方法に関する実用新案権を取得
- 日系バイオ企業は、当該製造方法の出願はせずに営業秘密として管理
- 実用新案出願をした元従業員は、自ら起業して当該機能性健康食品等素材を製造・販売
- 日系バイオ企業は、元従業員の実用新案権の帰属訴訟を提起し、一審・二審とも勝訴したが、当該権利は維持料不払いにより失効していたことから、権利取得不可
- 訴訟において、営業秘密侵害としての主張・認定はなされていないことから、元従業員起業会社による当該機能性健康食品等素材の製造・販売は継続

1. 知財保護状況
2. 専利出願増への対応
3. 実用新案問題への対応
4. 知財訴訟リスクへの対応
5. 知財訴訟を巡る動き
6. 知財関連法・運用改正
7. 営業秘密保護の取組み
8. 中国IPGによる取組み

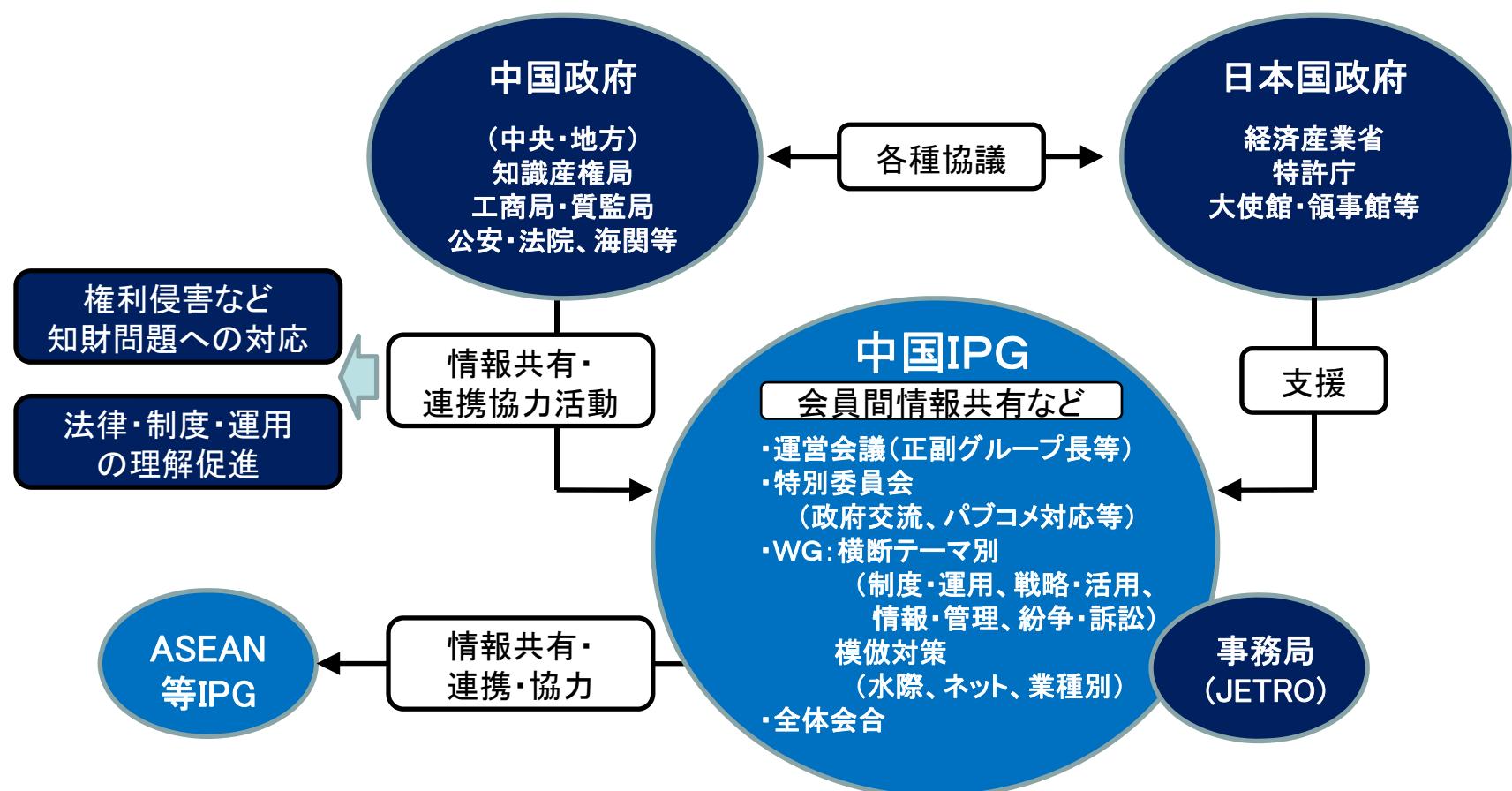
## 2013年度の中国IPG体制(北京・上海・広東の各IPGの統合)

中国IPG(Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ、在华日资企业知识产权保护联盟)は、中国における知財問題に关心を有する日系企業の集まりとして、2000年5月に中国日本商会の分科会として発足した「北京IPG」、2002年9月に発足した「上海IPG」、2005年8月に発足した「広東IPG」を2013年度に統合して組織。



## 2014年度からの中国IPG体制(地域部会を一体化した統一活動)

中国IPG活動をより統一的に行うために、2014年度からは、北京・上海・広東の各部会を一体化。活動内容は、全体会合により選任された幹事からなる運営会議が決定。  
新体制に合わせて、改めてIPG会員を募集(ジェトロ北京HP <http://www.jetro-pkip.org/>)。



## 日系企業と地方工商局との意見交換会

中国商標年会の開催に合わせて、日系企業と地方工商局との意見交換会を例年実施。各企業の具体的課題を取り上げて、各地域において商標権侵害の行政執行を実施する地方工商局との間で、運用の考え方等について意見交換。

【2012年度】2012年9月4日

・商標表示の巧妙化

テレビの初期画面において社名ロゴを切り替え可能とする液晶テレビの商標権侵害の事案、行政摘発時に製品本体と商標ロゴとが別々にされていた場合の取締り可能性について意見交換。



【2013年度】2013年6月15日

・傍名牌(ブランド便乗)取締り

各社の事案に基づいた取締りについての意見交換。

・再犯重罰化

中国IPG自動車・自動車部品WGの調査に基づき、処罰決定書の発行とそれにより再犯者の重罰化について意見交換。

## QBPCとの協力覚書締結

中国IPGは、商務部傘下の中国外商投資企業協会(CAEFI)の下部機関であるQBPC(優良ブランド保護委員会)との間で、中国における適切な事業環境を実現するための知財分野における活動を促進・強化することを目的として、2013年12月6日に協力覚書(MOU)を締結。

### 中国IPGとQBPCとの覚書内容

1. 以下の知財保護活動における協力(共同実施または一方実施における他方の招聘)
  - ・政府機関との情報・意見交換
  - ・顧客、消費者の普及啓発
  - ・知財侵害対策における事例共有
2. 知財に関する法律・規則改正の検討及び意見提出における協力
3. 人民法院等との交流



## 中国経済と日本企業2013年白書

中国日本商会会員向けアンケート(対象約700社)及び中国IPG会員向けアンケート(対象約200社)の結果に基づき、知財に関する章について、現状と課題の整理及び建議事項を中国IPG政策委員会(22社が参加)において取りまとめ。

2013年6月19日の記者発表後、中国政府各機関へ配布。

### 【建議項目】第7章「知的財産権保護の現状と問題点」

#### (1) 研究開発成果・ブランドの適切な保護の促進

##### ①出願手続きの合理化・多様化

- ・特許請求の範囲や明細書の記載要件及び補正制限の緩和
- ・外国語出願の容認

##### ②権利化プロセスの合理化・適正化

- ・特許審査の迅速化・的確化
- ・実用新案・意匠における審査主義の導入
- ・專利権・商標権の冒認出願への対策
- ・適切な商標審査

##### ③意匠制度の見直し

#### (2) 公正な競争環境の実現

##### ①模倣行為抑制に向けた諸施策

- ・再犯防止
  - ・違法経営額の算定
  - ・模倣巧妙化への対処
  - ・違法看板への対応
- ②インターネットを介した模倣品販売の対応
- ③形態模倣の禁止



#### (3) 知的財産に係る紛争処理の公平化・合理化

- ①実用新案権行使時の注意義務化
- ②先使用権制度運用の適切化
- ③情報公開の促進
- ④技術ライセンス関連制度の是正

(参照)中国経済と日本企業 2013年白書

[http://www.cjcci.biz/public\\_html/whitepaper/white\\_paper\\_2013.html](http://www.cjcci.biz/public_html/whitepaper/white_paper_2013.html)

ご清聴ありがとうございました。

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部

HP:<http://www.Jetro-pkip.org>

Tel:+86-10-6528-2781

Fax:+86-10-6528-2782